

第百九十六回国 参議院内閣委員会會議録第二十一号

平成三十年六月二十六日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月二十日

辞任

こやり隆史君

補欠選任

野上浩太郎君

六月二十五日

辞任

野上浩太郎君

補欠選任

藤木 眞也君

六月二十六日

辞任

藤木 眞也君

補欠選任

野上浩太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

出席者は左のとおり。

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

国務大臣

内閣総理大臣

田村 智子君

内閣官房副長官

内閣官房副長官

清水 貴之君

副大臣

農林水産副大臣

山本 太郎君

大臣政務官

農林水産大臣政務官

安倍 晋三君

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

茂木 敏充君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

谷合 正明君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

田畑 裕明君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

上月 良祐君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

平木 大作君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

藤田 昌三君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

澁谷 和久君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

和田 雅樹君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

石川 浩司君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

山内内勘二君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

本多 則恵君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

宇都宮 啓君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

天羽 隆君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

幸泰君

農林水産大臣官房参事官

徳田 正一君

農林水産省生産局畜産部長

大野 高志君

農林水産省生産局畜産部長

松尾 剛彦君

農林水産省生産局畜産部長

吉田 博史君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

農林水産省生産局畜産部長

江崎 禎英君

う決定いたします。

○委員長(柘植芳文君) 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、内閣総理大臣に対する質疑を行います。

○豊田俊郎君 おはようございます。自由民主党の豊田俊郎でございます。

限られた時間での議論でありますので、早速質問に入らせていただきます。

我が国がTPP協定を締結するメリットについてまず伺いたいというふうに思います。特に、米

国が離脱したTPP11協定は、政府の経済効果分析を見てもGDPの押し上げ効果が四割減少する

など、効果を疑問視する意見もございしますが、我が国にとってどのようなメリットがあるのか、総

理にお伺いをしたいというふうに思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 残念ながら、確かに米国は現在離脱をしておりますが、それでも十

一か国の人口の合計は五億人でございまして、GDPは十兆ドルという大きな経済圏が生まれるの

は確かでありまして、その経済効果も、我が国のGDPを八兆円押し上げ、四十六万人の雇用につ

なおります。大きな経済効果が見込まれます、大きな効果が見込まれます。

そして同時に、TPPは、単に関税を下げるだけではなくて、知的財産の保護、環境、労働規

制、そして国有企業の競争条件の規律など、幅広い分野について二十一世紀型の自由で公正なル

ールを作り出すものであります。そのことによって、消費者の皆さんが域内の様々な良い商品をより

安く安心して手に入れることができるようになるのと同時に、良いものが良いと評価される広大な

マーケットが生まれることで、品質の高いものを

こしらえてきた我が国の農業者や中小企業にとつて大きなチャンスが生まれると考えています。

サプライチェーンのグローバル化が進む時代にあって、こうした二十一世紀型のルールが、ベトナムなどのASEAN諸国やメキシコ、チリなど北米、中南米諸国十一か国が参加してアジア太平洋地域に広く共有される意義は大変大きいと考えております。

○豊田俊郎君 T P Pに対しては、遺伝子組換え農産品の輸入増大や国民皆保険への影響を始め、依然として国民の間に不安の声や懸念がございます。特に我が国の農業に与える影響については、今国会の議論でも大きく取り上げられてまいりました。

政府としては、国民の不安や懸念の払拭に向けて、今後、T P Pの内容などに関する情報の提供についてどのように取り組んでいくのか、総理のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○内閣総理大臣安倍晋三君 まず、T P Pには、国民皆保険やあるいは食の安全を脅かすようなルールは一切ありません。また、T P Pについて様々な不安を持っておられる方々がいらつしやることは承知しております。総合的なT P P等関連政策大綱に基づき、農林漁業者等に対してきめ細やかな対策を講じることにより、そうした不安や懸念にもしっかりと向き合つてまいります。

こうした点については、T P P協定の大筋合意後、合計百三十時間を超える国会審議や三百回以上及び説明会を通じ、国民の皆様は丁寧な説明をしてまいりました。政府としては、今後とも、一層の国民の理解を得ることを目指し、引き続き積極的な情報提供と丁寧な説明を行うなど、不断の努力を重ねてまいります。

○豊田俊郎君 今御説明ありましたとおり、政府は総合的なT P P等関連政策大綱を策定し、T P Pの発効を見据えた国内対策を講じてきたとこのことでございます。

しかし、例えば農業の一部施策について、農家の皆さんから要件緩和を求める声が既に出されて

おります。せんだつての当委員会において、我が党の藤本委員からまさに現場の声が届けられたわけでございます。今後、こうした声に対してどのように対応されていくのかについてお尋ねをしたいと思ひます。

○内閣総理大臣安倍晋三君 農林水産業は国の基であります。その信念の下に、これまで、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村を実現するため、安倍内閣は農林水産行政全般にわたるそのための改革を進めてまいりました。

この結果、生産農業所得は直近で三兆八千億円と過去十八年間で最も高い水準まで伸び、四十年代以下の若手新規就農者は、統計開始以来、初めて三年連続で二万人を超えています。農林水産物・食品の輸出も五年連続で過去最高を更新し、一兆円の目標もとうとう視野に入つてまいりました。

T P P11を契機に、この流れに更なる弾みを付けるとともに、総合的なT P P等関連政策大綱に基づき、御指摘の事業も含めた体質改善強化策を実施することで、意欲ある農林漁業者の皆さんが安心して再生産できる環境を確保することとしております。

これらの事業については、現場からの意見も踏まえ、意欲ある農林漁業者が取り組みやすい事業となるように、これまでも要件の見直しを行つてきたところでありますが、今後とも不断の見直しを行つてまいりたいと、このように考えております。

○豊田俊郎君 どうもありがとうございます。是非よろしくお願ひをしたいというふうに思ひます。

次に、T P P協定の附属書には、協定発効後の七年後、再協議の規定がございます。他の締約国から我が国の農産品について更に関税の撤廃、削減を求められることになるのではないかと指摘が出されておることは御承知のとおりだということに思ひます。

これまで政府は再協議を求められても我が国の国益に反するような合意は一切しないと答弁して

きておりますが、改めて総理から御決意をお伺ひしたいと思ひます。

○内閣総理大臣安倍晋三君 改めて明確に答弁をさせていただきたいと思ひます。

御指摘の再協議事項は、関税の撤廃や削減の義務を我が国に負わせるものではありません。いづれにせよ、我が国としては、いかなる国とも国益に反するような合意を行うつもりはありません。

○豊田俊郎君 明確な答弁をいただきました。是非そのようにしてもらえればと、国民も安心するのではないかなというふうに思ひます。

さて、最後の質問になりますけれども、昨今、世界的な保護主義の動きに対して懸念が強まつてきておりますが、我が国はG D P世界第三位の経済大国として世界の安定や繁栄に大きな責任を有しております。今後の我が国の通商政策において、経済連携協定の推進は言うに及ばず、多角的貿易体制の維持強化に向けて総理はどのように取り組んでいくお考えか、最後にお尋ねをしたいというふうに思ひます。

○内閣総理大臣安倍晋三君 戦後、日本は自由貿易体制の最大の受益者として現在の繁栄を実現してまいりました。

自由で開かれた国際経済体制こそ、日本を始めとする国際社会の繁栄を約束するものであると確信をしております。世界で保護主義の動きが広がる中、我が国は今後も自由貿易の旗を高く掲げ続けてまいります。

E UとのE P AやT P P11はその象徴であります。日E U・E P Aは人口六億人、世界のG D Pの三割を占め、T P P11は、先ほど申し上げましたように、人口五億人、世界のG D Pの一割を超えます。双方とも、巨大な経済圏をつくり出し、アペノミクスの新しいエンジンとなるとともに、アジア太平洋地域や世界に二十一世紀型の高い水準の自由で公正な経済のルールを広げるものであります。

御指摘の多角的自由貿易体制の中核は、引き続きW T Oであります。我が国は、種々の課題に直

面しているW T Oの機能強化に努め、今後とも、多角的自由貿易体制の維持強化に可能な限り貢献していきたいと考えております。

○豊田俊郎君 以上で終わります。ありがとうございます。

○矢田わか子君 おはようございます。国民民主党・新緑風会の矢田わか子です。

まずは、先週月曜日に大阪北部の地震において被災された皆様に、まずは心よりお見舞いを申し上げます。

私の自宅も実は寝屋川でして、家財始め多くの被災をしました。私の母は枚方におりますので、枚方で、ガラスの割れた中で震えていたというふうなこともありまして、大都市圏に起こるこういった地震に対するやはり備えが必要だなということを感じて感じている次第です。

今もつて避難をされている方々、四百名を超える方々がいらつしやいます。少しづつ生活のインフラは整備されてきておりますけれども、是非とも引き続き、政府、自治体を始め関係各位の皆様のお尽力をお願い申し上げておきたいと思ひます。

そして、その翌日に当たる六月十九日の日に、加計学園の理事長が急遽記者会見を開かれました。そして、平成二十七年二月に安倍総理と首相官邸で面談したことは記録にも記憶にもないということを明言されております。しかしながら、会っていないことを証明する明確なファクトを示されたわけではございません。この週末の調査によつても、国民のまだ七〇%の方々がこの件については疑惑を払拭できていない、納得できていないという、そういう調査結果も出ております。

この内閣委員会は、戦略特区に関する法案を審議する本丸の委員会でもあります。今まさに、サードボックスを設定して、自動運転そしてドローンの活用等も審議していかなければならない、そういう局面にありますが、こういう疑惑が払拭されなければ私たちはこの法案の審議を進めることすらできない、そういう状況にあります。

総理、是非とも、こうした今の状況に対して、

何かコメントがあればお願いを申し上げたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 獣医学部の新設をめぐっては、省庁間の直接のやり取りが言った言わないの水掛け論に陥り、これが国民的な疑念を招く大きな要因となりました。

そのため、特区の運営については、先般、省庁間の直接のやり取りに関わる合意済議事録の作成や議事公開ルールの明文化など、民間有識者の主導により特区基本方針を改定し、その透明性を更に高めるための対策を講じたところであります。岩盤規制改革のエンジンとして更なる機能強化を行ったところであります。

同時に、御指摘のドローンや自動運転を始め最先端の技術の実証事業が迅速に行われるよう、地域限定型の規制のサンドボックス制度について国家戦略特区法の改正案を今国会に提出をさせていただくなど、民間ビジネスの多様な挑戦を後押しする改革にも取り組んでいるところでございます。

○矢田わか子君 本来であれば、くどいようですがけれども、戦略特区というのは、経済の成長を見据えた、私たち自身が一つの区画を設けてビジネスを発展させるためのイメージを持って取り組まなければいけないことなんです。ところが、今、戦略特区というと、疑惑というか黒いイメージが余りにも広がっていて、そういうまともな審議ができない、そんな環境にあるということを改めて総理には御認識をいただきたいと思ひます。

今日のマスコミの一面の見出しにも、昨日の参議院の予算委員会を経てもまだ、首相の疑惑一掃に至らずというふうな見出しが躍っております。是非とも、この国会中含め、真摯に対応いただいで、こうした疑惑の払拭に向けてお取組をいただきますよう改めて御要請を申し上げておきたいというふうに思ひます。

それでは、TPPの論議ということで質問に移りたいと思ひます。

安倍総理、まず、国際通商問題について質問を

させていただきます。

アメリカが保護主義的な傾向をますます強め、まず三月には鉄鋼、アルミの輸入制限をしたのに続きまして、アメリカと中国、またアメリカとEUとの間の関税引上げの競争が激化し、まさに貿易戦争の様相を呈しております。このようにアメリカを軸とする保護主義が台頭する一方で、今、協定の発効に向けた国内法の整備をこの国会で論議しているように、いわゆるTPP11という環太平洋地域におけるメガFTAの準備が進められているわけでありまして。

既に、安倍総理大臣、最近二回の日米首脳会談においてアメリカへTPPの復帰を呼びかけられていると思ひます。現在、アメリカが自国中心主義を貫こうとしている中で、TPPの復帰の際は恐らくその中身についても再協議を求めてくると思ひます。また、日米二国間協議によって、日本に一層の市場開放を求めてくる可能性もあります。

まさに今日、こういった国際情勢の下でアメリカへのTPP復帰を求めることは本当に真に日本に対する国益をもたらすことになるのかどうか、安倍総理の御見解を伺ひます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 昨年、残念ながら、米国はTPPからの離脱を表明したところでございまして。しかし、その中であつてもなお私は、このTPP11として発効させることには十分な意義がある、我が国にとつても、まさに世界経済にとつても意義があると、こう判断し、決断をしたところでございまして。世界的に保護主義への懸念が高まる中で、自由で公正なルールに基づく経済圏をつくり上げることの重要性について、その結果、十一か国で共有し、協定を署名するに至つたというところでございまして。

しかし、元々、TPPは、日米がリードして十二か国としてやってきたものであります。最終的には米国を含めて合意に至つたものであります。こうした自由で公正なルールに基づく経済圏を世界に広げていくという観点からは、基本的な価値

を共有し、そして世界最大の経済大国である米国の参加は極めて大きな力を持つ、つまり、自由で公正なルールを世界に広げていく上においては世界最大の経済力を持った米国の参加は大きな力を持つと、現在もそのように考えております。

新興国経済の台頭や経済のグローバル化が急速に進展する中で、保護主義によるものではなく、むしろTPPへの復帰こそ米国の経済や雇用にとつてもプラスになるものであるということを今までも訴えてまいりましたが、引き続き粘り強く訴えていきたいと、このように考えております。

○矢田わか子君 アメリカによる鉄鋼やアルミに関する関税の引上げ措置というのは、ほぼWTOでも違反だというふうにみなされております。トランプ政権のやり方は、本当に極めて強引であるというふうに言えると思ひます。そのトランプと本当に太刀打ちができるのかということであると思ひます。

アメリカ抜ききのTPP11というのは、特に日本の製造業にとつてはアメリカという大きな輸出の最終仕向け先がなくなつたということで、工業製品を中心とした関税の撤廃など、メリット感というんですか、享受が少し小さくなつたという向きもあります。しかしながら、一方で農業においては、日本・EU・EPA協定を含め、牛肉、豚肉、乳製品、この輸入の増加が見込まれる中で、我が国の農業に与える影響は大変大きなものがあると皆さん懸念を広げていらつしやいます。日本の食料そして食品市場にオーストラリアやニュージーランド、EU諸国が進出してくるのをアメリカが黙って見ていられるわけがないというふうにも思ひます。

今後、TPP11がアメリカからの要求に対する防波堤になるというふうなことでこれを進めていくとされているわけですが、本当に防波堤になるのでしょうか。なぜならば、今、例えば自動車の関税についても、アメリカはEUにも関税を掛けるということを言い始めておりますし、中国も含めてそうした姿勢をTPPの枠外でやる

うとしていくということも含めて考えれば、本当に防波堤になるのかという疑念を持たざるを得ません。

いずれにしましても、日本はFTRなどにおいてかなりタフな交渉を強いられることになってくると思ひます。安倍総理として、今後のアメリカとの交渉上の戦略としてTPP11をどのように位置付けていらつしやるのか、御見解をお願いいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) TPPについて、TPP11を我々これはアメリカに対する防波堤と考えているわけではなくて、元々米国が入つたTPP12でこれは合意をしたものでありまして、できれば米国が入つたまま発効させたいと、こう考えていたわけでありまして、残念ながら米国は離脱を表明した。しかし、その中でもなお、TPP11においても、人口で五億人で、そして十兆ドルのGDPという大きな経済圏ができるわけでありまして、そこで、自由な公正なルールの下に、物やお金やそして人が行き交う経済圏ができる、これは日本にとつても大きな利益であり、地域の成長にとつても大きな利益という判断から、TPP11において新たに我々は署名を、合意を行ったところでございまして。一日も早い発効を我々は望んでいるところでございまして。

一方、米国は残念ながらTPPに復帰をするという判断を今ではしていないわけでございますし、米国は二国間の協定を望んでいるということでは我々も承知をしているわけでございまして、私どもはあくまでもTPPが最善と、こう考えているところでございまして。経済交渉はどの国とであれ常にタフなものでございまして、我々はしっかりと国益を守つていきたいと、こう思つております。

トランプ大統領との間では、四月の日米首脳会談において、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で、FTR、自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議を開始することで合意をいたしました。この協議は、公正なルールに基づく自由

で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現するため、日米双方の利益となるよう、日米間の貿易や投資を更に拡大させていくという目的で行われます。この協議は日米FTA交渉と位置付けられるものではなく、その予備協議でもありません。

米側は二国間デールに関心を有していると承知しておりますが、先ほど申し上げましたように、我が国としてはTPPが日米両国にとり最善と考えており、その立場を踏まえ、引き続き議論に臨んでいくわけですが、最初に申し上げますように、いずれにせよ、我が国としていかなる国とも国益に反するような合意を行うつもりはございません。

○矢田わか子君 先ほど申し上げましたとおり、トランプは相当手ごわいというふうに思いますが、TPP11を進めていく中でも、今後と呼びかけていくのであれば、是非とも、トランプに対しても言うべきことは言う、日本の姿勢をしっかりと示すと、これは総理にしかできないことだと思っております。是非ともお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

加えて、次に、RCEPということに少し触れていきたいというふうに思います。

これは、日本の製造業にとつては、十か国内における生産ネットワークの構築ということも大変重要なことではあります。東南アジアを中心とした日本が高いレベルの質を確保した投資網を構築していくことが、特に多くの日本企業が東南アジアに進出して、現地で活動している企業多くいらっしゃる中で、そういうものを見ると、RCEPの動きの方も加速していくべきではないかというふうに思われます。

資料一を御覧ください。現在交渉中を含めた日本と他国とのFTA、EPA協定の参加国を図にしたものであります。このRCEPを始め今後の多国間の交渉について、政府として我が国の製造業についてどのような展望を持っておられるのか、また、今後製造業のためにどのような交渉を

進めていかれるのか、方針なり戦略があればお答えをいただきたいと思っております。

○大臣政務官(平木大作君) まずTPP11についてであります。この協定では、我が国から輸出をされます工業製品の九九・九%について関税が撤廃されることとなります。加えて、原産地規則については、TPP11に参加するいずれの国で生産されたものにつきましても、一定の付加価値が付与される、こういった要件を満たせば関税メリットが受けられる、こういった仕組みになっているわけであり。こういったものを通じて、TPP11参加国の間において多様な生産ネットワークによるサプライチェーンの構築が可能となるわけであり。

他方で、今委員から御指摘もいただきましたとおり、TPP11はASEANの一部の地域しか参加していない、かつ、域内の一部の地域はTPPのハイスタンダードなルールに直ちに参加することが難しいという状況にありますことから、アジア太平洋地域を網羅的にカバーすることができないという状況にございます。

その中で、ASEANと日中韓、オーストラリア、ニュージーランド、インドの十六か国で構成をされますRCEPですが、発展段階の異なる多様な国々で共通のルールを構築するものでありまして、TPP11と並行して進めていくことによりまして、アジア地域でより広範囲な製造業の生産ネットワークの構築に資するものと考えております。

RCEPにつきましては、今年に入りましてこの交渉妥結の機運というのが高まっております。我が国からも、本年三月、市場アクセスとルール分野並びに協力のバランスを取りながら、一定の質が確保されることを前提として、年内妥結を目指すASEANを支持する旨表明したところでございます。まさに今週末、七月一日に東京での閣僚会合を控えているところでありまして、市場アクセスとルール分野のバランスの取れた質の高い協定の早期妥結に向けまして、政治課題を

整理しながら道筋を付けてまいりたいと考えております。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

広くアジアを見据えた自由で公正な貿易が推進されますように、関税の引下げとかそういったことだけではなくて、労働条件や知財も含めて自由で、質問とさせていただきます。

○相原久美子君 立憲民主党・民友会の相原久美子でございます。

今日、総理に対する質問の時間をいただきました。私、国会議員になって七月で十二年目に入りますけれども、一番最初に委員になりましたときに、ちょうど安倍総理、第一次のときでございまして、本来は最初の代表質問が総理にするはずだったのですが、残念ながら体調を崩されたというところで、今日初めて総理に質問をする形になります。どうぞよろしくお願いいたします。

その前に一点、本当に私たちは、国会議員として何を役割として私たちはこの立場にいるのかということをやっぱりお互いに確認し合わなきゃならないなと思っております。この一年間、様々な形で行政府、そして立法府、これに対する国民の不信感が高まったということに対してでございます。これは、私も国会議員になりましたときに、何をなすべきかということを考えました。なに、国民の安心、不信は抱かれないようにする、これが第一の原点だということに思っております。

是非、うみを出し切ると総理はずっとおっしゃっております。まだまだ、先ほど矢田議員が指摘されましたように、国民の中には不信があるということでございます。是非ともそこは真摯に対応いただきますように要請をしたいと思います。

そして、このTPP。政策というのは、時の社会状況ですとか財源ですとか世界の状況等々で私は変わっていくものもあるというふうに理解はしております。また、このTPP協定では、交渉参加の是非を検討するというところで言い出しました

のは民主党政権のときでございました。これもまた、党内では賛否両論あったことは間違いないと思います。結論が得るとい状況にありません。その後、安倍政権によって協定交渉に入るということになりました。ただいまの現状があるわけです。

このTPP参加について、メリット、デメリット、様々な指摘があります。私も様々な方たちから伺います。確かにメリットもある。ただ、デメリットもある。じゃ、このデメリットに對してやはり不安を払拭しなければならぬというところが私たちの役割なんだろうと思っております。

ここで伺いをしたいと思いますが、関税撤廃の輸入品が増えるということは、食品の安全面等の指摘はありますけれども、消費者の目線から歓迎すべきことかもしれない。しかしながら、物価の持続的下落というのは、デフレ状態を引き起こし、景気が冷え込むと指摘する方もいらっしゃる。異次元の金融緩和策、そして経済政策を打ってきた。ここで、このデフレを引き起こすという指摘に対して総理はどう考えてございましょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 相原委員から大変重要な指摘があったと考えております。

もし詳細についても必要であればまた内閣府から中身について説明させたいと思っております。一般に、輸入価格が下落した場合でも、購買力の増加によって需要が増え、そして国内製品の価格は低下しないので物価は必ずしも下がらないと、こう考えております。

また、TPPによって成長力が高まりGDPが増加するとともに雇用がしっかりと増えていけば、全体の国内需要が確実に増加することから、最終的には物価を押し上げる効果を持つと考えているところがございます。つまり、このTPPを行うことによって、経済は成長し、そして一人当たりの所得も増えていく中において購買力は高ま

り、物価に対しても今申し上げましたような影響も出てくる。

こうしたことから、マクロ経済全体として考えれば、TPPがデフレを加速するという指摘は我々は当たらないのではないかと、このように考えております。

○相原久美子君 これ、それぞれの見方なんだろうと思いますが、是非、デフレを引き起こさないという、やはりこの対策はしっかりと打っていかなくやらないんだらうと思っております。

そして、購買力が増えるとおっしゃいました。確かに所得が上がっていくと購買力というのは増えていく、量的なものはあるとは思いますが。ただ、アメリカが離脱するというのときに指摘されましたのは、国内からの声としては、雇用が失われるというこれまで指摘もあつたことは事実でございます。是非、その辺はしっかりと見極めながら対応をお願いしたいと思います。

そして、そもそも、早くから、このTPP協定というのは日本の畜産農業に大きな影響を与えるとして農業従事者の方たちから反対の声が上がっております。そのような中、政府というのは、守るべきものは守るとして交渉を進めてきたわけですが。先ほど総理も、国益、これに反することは決めないという形でしたが、私、国益とは何なんだろうというようにまずは疑問に思うわけです。そして、総理が考えられるその国益とは何であるか。そして、そもそもこの交渉の中で守られたものは何なのかということをやつぱり国民の皆さんは具体的に知りたいというふうにいるかと思っております。

また一方では、自動車等の輸出、これは対象として、やはりターゲット、ターゲットと言っちゃ失礼ですね、対象としてはアメリカを恐らく想定していたであらうと思われるわけです。ところが、ここへ来てアメリカが離脱という結果になりました。予想もしないアメリカの離脱によって、私は輸出に関しては相当やはり予想が変わってきます。

たのではないかと思いますが、我が国の経済見直し、これは変わらないのでしょうか。そして、その中でなぜTPP11を進めるという形になったのでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 最初に、国益とは何かという大きな御質問がございました。確かに、それはそれぞれの立場の方々にとって、受け止めあるいは状況が異なる場合、その影響がですね、があるのは事実であります。総じて国民にとつてプラスとなるものであると考えております。

その中において、例えば輸入品が、様々な輸入品が多く多岐にわたるものが入ってくれば、消費者としてはプラスになるわけでございます。しかし、そうしたものを製造している方たちにとっては、むしろ自分たちの生活が脅かされるかもしれないという不安に直面するわけでございます。

そういう不安にも我々きめ細かく応えていきながら、総じて国民の皆さん全体にとつてプラスとなる、生活が豊かとなるような方向にしていこうとが私たちの義務であらうと、こう考えているところでございます。

先ほど答弁の中でお答えをさせていただきまして、TPP11によつて、人口は五億人、そしてGDPは十兆ドルという大きな経済圏が生まれ、その経済効果は、最終的に我が国のGDPを毎年八兆円押し上げ、四十六万人の雇用増につながるという大きな効果が見込まれております。

また、米国は離脱することになりましたが、サブライチエーションのグローバル化が進む時代にあつて、ベトナムなどのASEAN諸国やメキシコ、チリなど北米、中南米諸国十一か国が参加して広いアジア太平洋地域に自由で公正なルールに基づく新たな経済圏が生まれる意義は大きいと考えています。

さらに、本年一月に、TPP11の交渉が本格的に迎える現実味を帯びる中、ダボス会議において初めてトランプ大統領から米国がTPPに参加する可能性について言及があつたところであります。

で、そうした意味で、TPP11の早期発効を目指すことは、TPPのメリットを具体的に示し、TPPが米国の経済や雇用をプラスになるとの理解を深める大きな力ともなると、こう考えているところでございますが、いずれにいたしましても、このTPP11においても、これを発効させる意義は日本にとつては大きいと考えております。

○相原久美子君 民主党政権のときにTPP参加を検討するということに、自民党のパンフレットを見ますと、情報公開が甚だ低いと、情報公開をしないということに対しての指摘がございました。できれば、八兆円のこの根拠、それから四十六万人の雇用というものも国民の皆さんに分かりやすいような形でやはり示していただく必要があるかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、TPPというのは畜産業への影響が大きいと言われている。私も出身は北海道でございます。北海道の農家の皆さんのやはり不安というのはいまだ払拭はされておられません。農林水産基本データによりますと、六十五歳以上の農業従事者の割合が六六・四%を超える状況にあります。TPPで、この機会に離農をというように言つていらつしやる方も結構いらつしやるんです。やはり不安が払拭されていない。

また、輸入に対抗するには大規模化を推進しているようでございますけれども、北海道は除きまして、中山間地の多い日本にあつて、どの程度大規模化が図れると考へているのでしょうか。大規模化というのは、土地の収用金、そして機械化の資金が大きく、日本の農畜産業のように家族経営の多い体制で大きな借入金で経営するメリットはあるのでしょうか。先日、参考人においでいただきました。その方も、規模を大きくすることによつて億の借金を背負つたというようにおっしゃつておりました。

農水省の調査で、確かに、平成十九年度から二十一年度まで農山漁村振興基金による無利子化の措置で一億円以上の投資が増加しています。大規模農家の経営意欲、これに込めたというふうにも言われておりますが、残念ながら、にもかかわらず、基幹的農業従事者、これは年々減少しているという実態があります。これも直視していかねばならないと思うのですが、いかがでしょうか。

模農家の経営意欲、これに込めたというふうにも言われておりますが、残念ながら、にもかかわらず、基幹的農業従事者、これは年々減少しているという実態があります。これも直視していかねばならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) TPP交渉においては、我が国が世界に誇る牛肉、水産物など、輸出拡大の重点品目の全てで相手国の関税撤廃を獲得する一方、重要五品目を中心に関税撤廃の例外をしっかりと確保し、関税割当てやセーフガード等の措置を獲得したところであります。攻めるべきは攻め、そして守るべきは守ることができたと考えています。

それでもなお、様々な不安を持つておられる方がいらつしやることは十分に承知をしております。総合的なTPP等関連政策大綱に基づいて、例えば農地の大区画化や高収益作物への転換、あるいは規模拡大のための畜舎整備などの体質強化策の実施、そしてまた牛・豚・鶏の補填率を八割から九割に引き上げるなど協定発効に合わせた経営安定対策の充実など、きめ細やかな対策を講じることとしております。これによつて、意欲ある農林漁業者の方々が安心して再生産できる環境をしっかりと確保していく考えであります。

これらの対策を講じることと、TPP11の影響については、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、生産コストの低減や品質の向上が図られることによつて、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されと見込んでいます。

もちろん、今、北海道と違つて中山間地域はそんなに簡単に大規模化できないではないかという御指摘もございました。我々も十分にその点は認識をしていてございまして、例えば、今申し上げました対策を行つていく上において面積要件のようなものがあるんですが、中山間地域には中山間地域へ対応するように、この面積要件というものを中山間地域には対応していくことができ

るように、柔軟に対応していくことができるようなものにしていくところがございます。

農林水産業はまさに国の基であります。現在、農業従事者の平均年齢が六十六歳を超える中で、農林水産業の活性化は待ったなしの課題でありまして、TPPを攻めの農林水産業に切り替えるチャンスと捉え、若者が夢や希望を持てる強い農林水産業をつくり上げ、しっかりと次の世代に引き渡していく決意であります。

○相原久美子君 終了したいと思えますけれども、とにかく、この日本の国の先行きが懸かっているこの議論でございますので、是非慎重な議論を進めていただくようお願いし、終わりたいと思います。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。せっかく国家戦略特区を所管する内閣委員会に総理にお越しいただいたので、私も獣医学部や加計の問題を聞きたいところをぐっとこらえまして、時間が十分しかありませんので、TPPのことについてのみお聞きをいたします。

TPP、またTPP11について、安倍総理は、単に関税を引き下げるだけでなく、知的財産保護、環境、労働規制、国有企業の競争条件の規律など、幅広い分野について二十一世紀型の自由で公正なルールを作り出すもの、あるいは、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々が力を合わせてアジア太平洋地域における新たな経済秩序をつくり上げることが、将来にわたってこの地域に安定と繁栄をもたらす共通の基盤になるなど、すばらしい協定だという御答弁を繰り返してこられました。もう、今私が読み上げた答弁は繰り返さなくていいです。そこはもう十分分かりました。

しかし、アメリカはトランプ大統領が批准を拒否する。アメリカ抜きでTPP11では、第二条で凍結事項、これが定められ、附属書で二十二項目凍結されました。また、今月来日をしたマレーシアのマハティール首相が再協議の必要性ということとを言及しております。

TPP、そしてTPP11が総理のおっしゃるうにすばらしい協定ならば、なぜ批准の拒否、あるいは凍結、再協議、こういう意見が次々と各国から示されるのか、総理の見解をお聞かせください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、もう田村委員が既に御指摘いただいた点はどう繰り返してしません。

TPP11の凍結項目については、米国の離脱したことに伴う知財関連などごく一部のルールのみに限られており、むしろ最小限にすることで十一か国がハイスターダートかつバランスの取れたTPP協定の早期発効を目指したところでありまして。そのため、各国から見直しを求める声が上がったとの認識は、これは事実と異なると私たちは考えております。

また、マハティール首相の発言も、新政権発足に当たり、他の重要政策とともにTPPについても一定の時間を取って検討するという趣旨でありまして、何らかの特定の規定について見直しを要請することを決めたといった事実はないと承知をしております。

保護主義の台頭が懸念される中で、TPPが目指した自由で公正なルールに基づく経済圏をつくり上げるといふ十一か国共通の意思は全く揺らいでいないと考えております。

○田村智子君 マハティール首相が、貧しい国と富める国との自由貿易とはどうあるべきか、正しい自由貿易とは何か、これを考えることが必要だということも述べられたわけですね。私、大変ここに注目をしています。

また、TPP協議のときに、やはりアメリカが圧倒的な経済力と交渉力で、例えば巨大製薬メーカーあるいは製薬業界の利益独占のために生物製剤のデータ保護期間の延長をTPP協定に盛り込んだけれども、TPP11では、これは高い新薬を買い続けることになるという不安がTPPのときからずっとアジアの国々の中にあつたわけで、だからこそこれは凍結という事項に入つたんだとい

うふうに私は理解していますよ。やはり、TPPそのものが多くの懸念や問題を含んだまま合意となつたということが、様々な凍結事項を見れば、私、明らかだと思ふんです。

今日の御答弁聞いていても、何かメリットばかり強調されるんですよ。だけど、あるこれだけ大きな貿易協定を結ぼうと、しかも関税の原則的撤廃という方向に向かうというときには、メリットだけでなく当然デメリットがあるはずなんです。だけど、日本政府からそのデメリットについてのまともな説明なんて受けたことないですよ。GDPは伸びます、経済成長しますと。それも、私もどうして経済成長するのかちつとも具体的に分からないんですけれども。ちゃんと、トランプ大統領が批准拒否という事態になつた、TPPそのものが発効しないことになつた、だったら、国会審議や様々な方々から指摘されたTPPの問題点、関税撤廃という方向だけでそれでいいのかという問題点、こういうことなどをしっかりと協議し、デメリットとして言われたことに目を向けてやっぱ立ち止まるということが私は必要だつたというふうにも思ふんですけれども、その点についての見解もお聞かせください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) TPPのメリットについては最初に田村委員から御紹介ございましたのでもう繰り返すことはいたしません、このTPP11になつてもそれは変わらないということでございます。

そこで、米国はなぜ離脱をしたのかということでございますが、基本的にはトランプ大統領の方針というのか、もう選挙の際に既に約束をしていることでもあるんですが、二国間のデールでやつた方が米国にとっては利益を出せるという考え方にあるんだろうと推測をしているところでございます。

しかし、現在もトランプ大統領に対して、また米国に対しては、TPPに復帰することがいかに米国にとってメリットがあるということを申し上げているところでございますが、それはつまり、

やはり自由で公正なルールをしっかりと作っていくということがこの普遍的価値を共有する我々にとつては大きな、将来的にも大きなメリットがあるということではないかということをお願いしているということでもあるわけでございます。

そこで、なぜ立ち止まらなかったのかということでございますが、当然、私たちはTPP12で想定をしてまいりました。では、果たしてTPP11において我が国にとって十分なメリットを享受できるかということをもろろん考えたわけでございますが、12が11に変わってもなおかつメリットがあるということはどう先ほど申し上げたところでございますので繰り返してはいたしません、けれどもなお我々は、人口五億人で十兆ドルのGDP規模の新たな経済圏の中で、ルール、自由で公正なルールの中でしっかりと我々が成長することができると、こういう結論に至り、今審議をお願いをしているところでございます。

デメリットという言葉を使いましたが、これ影響がある、それぞれの方々のお仕事に影響があり、ある意味脅威を感じている、不安を感じておられる方々がいるのは我々も十分に認識をしておりますから、そういう皆様に對しましてはしっかりと対策を打っていくということは今まで何回か説明をしてきたとおりでございます、そうしたところにもしっかりと目配りをしながら、多くの人たちがこのTPPのメリットを享受できるようなそういう社会を目指していきたい、このように考えております。

○田村智子君 結局、政府の側からデメリットというのは何も示されないわけですよ。懸念があると、周りの方々がデメリットを言っているだけだというふうにも聞かえるわけですね。

そもそも、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖原料の重要五項目、これ国会決議では交渉対象から除外又は再協議、こういうふうな決議を上げた。それで、ここについては、国会決議違反かどうかということとは国会が御判断になることだ等々の答弁があるので、じゃ、端的にお聞きしたいん

ですけれども、この五項目のうちに無傷だったものがあると言えるんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) TPP交渉においては、重要品目については、乳製品などでは、関税割当てを導入することにより枠外の関税については従来の関税を引き続き維持するとともに、牛肉などでは、十年を超えるような長期間の関税削減期間を確保することなどによって関税撤廃の例外をしつかりと確保したところであります。実際に生産者に影響が出るかどうかということにしっかりと注目をしながら交渉をし、結果として生産者が再生産可能となるような措置を交渉を通じて勝ち取ったものと考えております。

そうした意味で、交渉結果が国会決議にかなったものかどうかは最終的に国会で御審議いただくものではあります。政府としては国会決議の趣旨に沿うものとして評価いただけたと考えております。

○田村智子君 これ、除外又は再協議と言ったのは、輸入枠が増えないようにということの決議ですよ。自給率がこれだけ低くて、これ以上輸入が増えたら、主食である米でさえも大打撃を受けるよということだと思えます。

そこで、もう一点お聞きしたいんですけども、じゃ、輸入が増えるのかどうかと、これ連合審査のときにも質問されました、輸入が増えるかどうかと、TPP11によって、これについては分析を行っていないというふうに農水大臣が答弁されて、非常に驚きました。

これ、もう時間がないので、総理、こんなことでは駄目ですよ。輸入がどうなるのかということ、農水省に対してちゃんと調査しなさい、分析しなさいと、これ指示を出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 輸入量についてであります。重要なことは、輸入量が増加するかどうかではなくて、国産品が輸入品によってどの程度置き換わるかどうか、それによって意欲ある農林漁業者の方々が再生産できるかどうかという

ことでありまして、政府としてはその観点から試算を行っています。再生産可能な環境を確保するという政策目標に照らせば、国内生産とは関わりなく輸入がどれだけ増えるかだけを取り出して試算する意義はないと考えております。

その上で申し上げますと、今回のTPP交渉では、重要五品目を中心に関税撤廃の例外をしつかりと確保し、関税割当てやセーフガード等の措置を獲得しました。加えて、総合的なTPP等関連政策大綱に基づいてきめ細やかな体質強化策や経営安定対策を講じていきます。これらによって生産コストの低減や品質の向上が図られることから、政府としては、TPP11の発効後も引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されたと試算をしております。

○田村智子君 時間が来ましたので終わります。清水貴之君 日本維新の会の清水です。どうぞよろしくお願いいたします。

私も、まずは、アメリカ・トランプ政権によります輸入制限措置について伺いをしたいと思えます。

昨日の予算委員会でも、そして今日も、これまでの質疑でも同じような質問が出ております。重要なところはあるかとは思いますが、でも、それだけ質問が重なるということは、今国内において大変その点が懸念されている、注目されているところだということに思っております。

まず、総理の見解をお聞きしたいと思えますが、その輸入制限措置に對していろいろな国が対抗措置、報復関税を取っていて、大変なもう混乱状態に陥っていると思うんですが、これについて、総理、まずはどのようにお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先般のG7についても、自由貿易体制等について割と激しい議論があったところがございますが、貿易上の一方的措置の応酬はどの国の利益にもならない、そして、世界市場を混乱させ、WTOルールに基づく多角的貿易体制にも悪影響を及ぼしかねないものであり、極めて遺憾であります。その考え方から、こ

の考え方にのっとって私もG7では主張したところでございます。

我が国は、ルールに基づく多角的貿易体制を重視しており、いかなる貿易上の措置もWTO協定と整合的であるべきと考えております。

○清水貴之君 でも、そういう状態で、じゃ、日本はどう対応していくのかということなんです。日本だけ何も手を打たなければ取り残されてしまう状況になるわけですし、日本としてはどのようなトランプ政権に對して姿勢を示していくのか、どうお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 日本がどのような対策を打っていくかということでございますが、対抗措置をとること自体が目的ではないわけでありまして、米国の二百三十二条による輸入制限措置の我が国製品への適用を回避するという結果を出していくことが最も重要であると考えております。

日本からの鉄鋼やアルミの輸入が米国の安全保障に悪影響を与えることはなく、むしろ、高品質の日本製品は米国の産業や雇用にも多大な貢献をしています。こうした日本の基本的な立場についてはこれまでの日米首脳会談において私から大統領にも申し上げているところでございますが、米中では日本企業が含まれており、我が国としては、追加関税措置の適用除外につき引き続き米国に粘り強く働きかけていく考えであります。

そして、日本は、WTOセーフガード協定上のリバランスの権利を五月十八日付けの通報で留保したところでありまして、対抗措置というオプションは常に持ちながらも、様々な手段をしつかりとした戦略の下に効果的に組み合わせ、結果が得られるよう最善の戦略を取っていきいたいと考えております。

○清水貴之君 今、日本企業の除外があったという話ですが、これは結局、日本のためを思っていることではなくて、アメリカにとつて、じゃ、どうメリットがあるかということですよ、こ

れ、アメリカにとつてやっぱり必要な鉄鋼製品だからこれは除外したということですから。となりますと、基本的にやはり、日本のためというよりは、やっぱりアメリカのこのことを考えての対応だということに思っています。

総理、これはもうトランプ大統領とも何度もお話しされて人間関係を築いていらつしやると思いますが、果たしてその本当に交渉がうまくいくのか、話を聞いてくれる相手なのか。やっぱりこれも、今日も質問出ていますけれども、みんな、本当にその交渉だけで事態は解決できるのか、打開できるのか、ここは疑問に思っています。総理の考え、お聞かせください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 貿易交渉というのは、残念ながら、相手のことを考えてくれる国というのはこれ、相手の国のことを考えて交渉するということはなかなか想定されない、事実、そういうことは余り起こり得ないんですが、お互いに、自国の利益を何とか確保しよう、あるいは増進しよう、と激しい交渉を行うわけでございまして、米国もそういう観点から行っております。

例えば鉄鋼、アルミについては、我々からは、それはもう日本が困るからやめてくれというアプローチではなくて、これは米国にとつても全然、言わば安全保障上の脅威にもならないし、あるいは鉄鋼について言えば、六割は日本製品をアメリカで代替できないものであって、日本製品に關税を掛ければアメリカの消費者がただ二五%上乗せでコストが、を掛かるだけになりますよという話をしておりますし、残りの四割についても、そう簡単に日本製品からアメリカの鉄鋼製品に替えるものはなかなか難しいものが多いのも事実でございます。そういう中において、除外品目を勝ち取りつつ、実際にこの二五%の関税という措置がなされないような今努力をしているところでございます。

と同時に、基本的にこれはWTOに整合的なければならないわけでございますから、先ほど申し上げましたように、リバランス措置をしつかり

と持っているということでございまして、我々としては、こうした対抗措置というオプシオンは常に持ちながらも、米国に実際に除外ということをして、日本製品を除外させるように働きかけていきたいと考えているところでございます。

○清水貴之君 総理、あともう一点、貿易という観点から、北朝鮮についてお伺いをしたいというふうに思います。

北朝鮮には大変多くの資源、エネルギーが潜在的に眠っている、埋蔵されているというふうに話が広がっております。ただ、ああいう国ですから、実際のところがどうか、なかなかつかみにくいわけですが、日本政府としては、そのような北朝鮮の資源については今のところどのように認識をしているんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 北朝鮮の潜在資源については、韓国統計庁が公表している二〇一七年版の北朝鮮の主要統計指標では、例えば石炭二百五十億トン、鉄五十億トン、マグネサイト六十億トン、銅が二百九十億トン、そして金が二十億トンの埋蔵量があると推定されております。

○清水貴之君 その資源に対して、じゃ、日本としてどうアプローチをしていくかというのをお聞きしたいと思います。

この資源の開発には、ロシアですとか中国、非常に興味を持っていて、今後その資源開発に共に乗り出していくんじゃないかという話が出ています。じゃ、日本として、日本は技術力がありますから、協力してやっていったら、日本は資源のない、少ない国ですから、日本にとってもメリットがあるんじゃないかと思う一方、やはり現在国交がないわけですからなかなか難しい状況だとは思いますが、うんですけれども、ただ、何もしない状態で手をこまねいていたら、やっぱりロシア、中国というのがどんどんどんどん先に進んでいくと思います。

日本としてその資源に対してどう今後アプローチしていく、考えていくのか、総理の考えをお聞かせください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今委員が御指摘になったように、中国やロシアが関心を示しているという情報があることは承知しておりますが、累次の安保理決議において、先ほど私が述べたものを含む主要な鉱物資源の北朝鮮からの輸出は禁止されており、ロシアや中国も安保理決議は遵守するとの立場であります。

我が国としては、拉致問題、そして核問題、ミサイル問題の解決に向けて、安保理決議の履行を含め、引き続き日米、日米韓で協力をして、中国、ロシアとも緊密に連携して北朝鮮問題の解決に全力を挙げていく、まずはですね、まずはそうした資源のことではなくて、今申し上げましたような問題の解決を強く求めていくことが大切であろうと考えております。その中で、私がいつも申し上げておりますように、北朝鮮がそうした問題を自らの決断として判断して解決をしていけば、まさにこうした資源を生かして自国の未来を切り開いていくことができるということを申し上げているところでございます。

○清水貴之君 質問を終わります。ありがとうございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。自由党共同代表、山本太郎です。社民との会派、希望の会を代表し、TPPや外交について安倍総理にお聞きしたいと思っております。

六月の十二日、シンガポールでの米朝首脳会談の後、トランプ大統領会見では、日本と韓国が北朝鮮の非核化の費用を負担する、アメリカは負担しない、このように一方的に発表された。トランプさんの口から初めて聞いたという人が恐らく圧倒的多数なんじゃないかなと思うんですね。

確かに、二月の十五日にウィーンでIAEA天野理事長との会談、三月の韓国の国家情報院長との都内での会見で、北のIAEAによる核査察に対する費用について日本も負担するとの発言は外務大臣からはあったんですが、恐らく多くの国民の知る話ではないと思うんですね、これ。こういった重大な問題こそ、即座に国民に対して丁寧

に説明をしていただきたいというふうに思うわけです。そういう事態が外国のリーダーから聞かされるという前に、総理から、こういうことがあって、私たちこういうつもりだよということをも多くの国民に知らせていただきたいというふうに思うんですね。

さて、北朝鮮の非核化、この実現するためであれば、日本も幾らかの負担をするというのは私も反対ではございません。当然、東アジアの安定ということを考えれば、協力していくということに異議はありません。ただ、北朝鮮の非核化に係る費用について、朝鮮戦争の当事者アメリカが負担しないなど、これ全く許されない話だと思うんです、私。アメリカは負担しないって、何言っているんだという話なんです。

当然アメリカも必分の負担をするべきだと、総理はしっかりとトランプさんに言えますか。いかがでしょう。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 現在まだ、言わば誰がどのように、もし北朝鮮が非核化あるいは弾道ミサイルのCVID化を行ったときに、これによって生じる平和の配当に対する負担をそれぞれ行うかということについて議論をしているわけでは全くありません。その段階ではなくて、北朝鮮をいかに、我々が出しているあらゆる大量破壊兵器そして全ての弾道ミサイルをCVID化していくかということについて、結束して対応していくことが求められているんだらうと、こう思うわけでございます。

その中において、例えばIAEAについては、これは河野大臣から、それを、もし査察を行うということになれば、その費用については日本は一部位負担する用意があるという発言をしているということは今御指摘になったとおりでございますが、全体の額についてどこがどういうふう負担するかということについては全く協議する段階ではないということでございまして、そのことで我々がお互いの国といるな指摘し合うということとは非生産的であり、まずは、これは目的を、北

朝鮮によってしっかりとCVIDを進めさせるように結束をしていくことが大切であろうと考えております。

○山本太郎君 何も具体的な話決まっていなかったというお話だったと思うんですけど、具体的な話決まっていなかったのに、トランプさんは日本と韓国が払うということをも言うっちゃっているんですね。恐らく、物すごく、お隣にいらつしゃったと思うんですけど、あのときにね。日本と韓国が北朝鮮の非核化の費用を負担する、IAEAの視察とかじゃなくて非核化の費用を負担する、日本と韓国がということをやっているんですよ、公式の場で。お二人でお話しされた後のトランプ大統領の会見で。アメリカは負担しないって言っちゃっているんですね、ここで。

この話について、アメリカの必分の負担、いいですか、総理、済みません、こういうことをおっしゃっているわけだから、必分の負担、もちろん求めるということは、それ、総理としてやられる話なんですよ。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 日米首脳会談の後、共同記者会見では、トランプ大統領、その趣旨の発言はしております。発言したのは米朝首脳会談の後の単独の記者会見でございますので、隣に私は、シンガポールに行っておりませんから、私はおりませんから、私はそこで何かそれを論評する立場にはないわけでございます。

いずれにいたしましても、確かに費用が掛かるのは事実でございますし、例えばKEDOのときには、日本と韓国がそれぞれ軽水炉を造る費用を負担し、そして、それができるまでの間、たしか米国が毎年五十万トンかな、重油を提供するということ、そういう仕組みであったんだらうと、このように記憶をしているわけでございますが、いずれにせよ、今まだどこが負担をするということを相手に対して指摘し合う段階でももちろんないわけでありまして、それはむしろ、私たちはしっかりと、まずは北朝鮮にしっかりとこのCVIDを実現させる、日本にとっては拉致問題を解決させる

ということが重要ではないかと考えております。
○山本太郎君 済みません、私自身が混乱しております。米朝会談後のトランプ大統領の会見ではということですから、そこにレポーターショーでできるわけですから、総理のおっしゃっていることが正しいんですが、日本と韓国が非核化に關して、北朝鮮の非核化に關してその費用を負担するともう勝手に言われちゃっているわけですよね。でも、さすがにドナルド・シンプソンのお仲であるわけですから、このような一方的な話、何も話が詰まっていけないのにこういうことを言いつつということに關して、ここは一足飛びにこの話に行けるわけですね。

要は、細かい、非核化までのそのスケジュールの中でどこを負担するかとかという話ではなく、もう向こうはざっくりと、非核化に關してはおまえらの安全保障問題なんだろうということ、おまえたが負担しろよというふうなことをメッセージとして出されているわけだから。でも、ちょっと待つてくれと、朝鮮戦争、あなたたち関わっているじゃないですかと、アメリカがね。と考えると、この北朝鮮の非核化に關してアメリカが負担しないということは、私、あり得ないと思っております。それを負担させようという意図があるというのは分かりますけれども、そこを総理にしっかりと、いやいやいやと、日本と韓国だけじゃないよと、アメリカも負担すべきなんだということは、直接トランプさんに言えるんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今後どのように例えば北朝鮮のCVIDが推移していくかということとよく見ていく必要がありますし、そもそも日本にとっては拉致問題が解決に向かっているかというところが極めて重要であります。その点については、トランプ大統領に累次の首脳会談において申し上げてきたところでございますし、国民感情においてもしっかりと伝えていくところでございます。

そういう中において、最終的にCVIDが実際に進んでいくことが起こる中において、ど

のようにこの負担をしていくかということについて、日本の立場としては、日本は核、ミサイルの脅威がなくなるといふことにおいて大きなこれは利益を、ある意味では平和になるということとは日本の安全にとつてこれは非常にプラスになるわけでございますから、その分、日本が応分の負担をしていくということは考えなければならぬというところは既に私も申し上げているところでございますが、そうした具体的に、しかし、中で、どの国がどのように分担するかということをまだ議論する段階ではないと、こう思うわけでございますし、そのことについて今米国にそのことを強く指摘するよりも、しっかりとまずはこの問題を解決していくために連携していくことを重視するべきであろうと、こう思っておりますし、日本の拉致問題についてはまた北朝鮮に対して米国からも求め続けていたきたいと、こう思っているところでございます。

○山本太郎君 はっきりとは言わないし、はっきりとも言えないしって感じですね。拉致問題もあるんだし、ここはこのことで、非核化に關して日本と韓国が払うんだ、アメリカは負担しないと言われたことに対してとか言うよりも、推移を見守ろうということ、いつもみたいにずるずるATMみたいな役割になるんじゃないかなということを懸念しています。

先ほど清水委員の方からお話がありましたけれども、WTOのルールというものを全く無視したような鉄鋼であったりアルミニウムに關しての追加関税の話なんですけれども、世界のやり方としては、WTOルールにのっとって闘うか、若しくはもう譲るかという二つの闘いがあるんですけど、恐らく、私は、日米で対話をしていきながら、この部分を何とか是正してもらえないかというような交渉をなさっていくんだらうなというふうに想像します。

心配しているのが、譲るといふのをどこまで譲るんだという話になってくると思うんです。例えば韓国、米韓FTAという部分を見てみると、こ

れは自動車の分野で譲った。それだけじゃない、為替ですよ、為替の部分でも譲ってしまったということがある。これ、非常に心配しています。なぜならば、この通貨安の誘導禁止という部分を握られてしまったら、ここをアメリカ側に譲ってしまったら、お得意の金融緩和でなくなるじゃないですか。アメリカ側からしてもこの先の交渉の中で通貨安誘導禁止という部分を要求された場合、ここは絶対に譲らないと約束していただけですか、いかがでしょう。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私どもが取っているというか、日本銀行が行っている金融の緩和というものは、これはまさに政府と合意をした二％の物価安定目標に向けてマクロ経済政策を進めていく中において行っている緩和でございます。為替を円安に誘導していくための政策ではないというところは明確でございます。これはもう米側に説明をし、我々は理解をされているものと承知をしているところでございますが、今後ともそういう観点からしっかりとアメリカ側の理解を確保していきたいと、こう思っております。

○山本太郎君 まとめます。

もちろん、目的としてはそういうことだと、日銀がやっていることなんだから、政府はそんなふうには無理やりやらせているわけじゃないというお話だと思っておりますけれども、でも以前、アメリカからこの為替の報告書、警告として出されたときに、リストアップされたときに、本来ならば金融緩和されるべき二〇一六年のところで、熊本の地震があったりとか、その年の初めに中国の経済がちょっと揺らいだりしたときとかに、緩和をするべきだということと全く緩和しなかったという実績を持っているんです。要は、アメリカ側にそんなくしたような、金融緩和がなされなかった。考えるならば、国益を損なうような交渉はしないということをずっと言っているんですけれども、今まで見た限り、はっきり言うべきことも言わずに、金融緩和さえもそんなくしたような金融緩和のされ方がしているという部分を見たところ、

ろ、ほかにも言いたいことはあるんですけれども、TPPにおいても国益を損なうような交渉がなされていないということは全く考えられないということだと思えます。

断固反対と申し上げて、終わります。

○委員長(柘植芳文君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いただいて結構でございます。

引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○矢田わか子君 続けて質問させていただきます。国民民主党の矢田わか子です。

まず冒頭、茂木大臣、前回の農水との連合審査において、茂木大臣の答弁の一部が質問者に対して不適切であったのではないかと、不誠実であったのではないかとという指摘があります。これに対して何か御答弁があればお聞きしたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) 委員会におきまして答弁はできるだけ簡潔にとの御指摘を何度かいただきました。そのように心掛けてきたところでありますが、今御指摘のような御意見も踏まえまして、一層丁寧な国会答弁に努めてまいりたいと考えております。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

茂木大臣は、米国との間でも当然交渉でメーンで臨まれるお立場からかもしれませんが、眼力があります、迫力があります、私たちにとっては威圧感があります。どうしても怖くて縮み上がって本音も言えないというふうなこともありますので、是非とも優しい目をしていただきたい。この場では論議を深めたいと思っておりますので、是非ともお願いを冒頭申し上げておきたいと思っております。

〔委員長退席、理事藤川政人君着席〕

さて、前回のTPPの12の協定の際には、もう一度一年前を振り返ってみますと、衆参それぞれで特別委員会が設置されました、百三十時間にも及ぶ慎重な審議が行われました。しかしながら、今回のこの11の協定関係法律の整備法案に当たっ

では、衆参それぞれこの内閣委員会での審議となつています。そして、衆議院でも僅か十七時間強の時間で採決が行われている。今日のこの場合も含めて、総理にもお出まじただきましたが、私たちは、審議を深めることによってこのTPPへの御理解を仰ぎたい、多くの国民の方々がまだ不安を抱えている中であつて少しでも安心感を高める、そういう審議を深めたいという思いでこういう場を持つてゐるわけでありすが、なかなか、今日の論議も含めてどこまで国民の理解が進むのか、不透明であります。

なぜここまでこの発効を急がれるのかという、そういうことも疑問として上がつてきております。特に農業関係者の方々、消費者の不安を拭つていくためにも十分な審議を尽くしていただきたいと思ひますが、担当大臣としていかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 国会の運営につきましては、また委員会の運営につきましては、国会でお決めたこととありますので、私の立場からコメントは控えさせていただきます、その上で丁寧な答弁、丁寧な説明を心掛けてまいりたいと考えております。

TPP11協定、これは、一部の凍結項目、二十二項目であります、これを除きましてTPP12の内容をそのまま組み込んでおります、また、今回のTPP整備法の改正内容も実質的に施行期日のみを改正するものであります、TPP12のときと比べて、十本の法律に係る改正事項に変更はございません。

政府としては、TPP12の大筋合意後、TPPの内容については丁寧な説明をしてきているわけでありすが、実際に、説明会、三百四十四回開催をいたしております、四万八千人の方に御参加をいただいております、TPP11の大筋合意、昨年十一月のダナンであります、その後TPP11の合意内容についての説明会を改めて開催する等、引き続き丁寧な説明を心掛けていくところでありまして、今、各国におきましてTPPの国

内手続が進んでおります。

御案内のとおり、メキシコは四月に既に国内手続を終えているところであります、我が国におきましても、TPP協定そしてこの国内法と早期に国内手続を終えることによりまして早期発効に向けた機運を高めてまいりたい、こういうふうに考えております、いずれにしても、政府としては、今後とも、一層の国民理解を得ることを目指して、引き続き丁寧な説明を行つてまいりたいと考えております。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

どうしても国民の不安が払拭されないという一つの要因は、説明を何度も繰り返すということではありますけれども、去年から鑑みても、その交渉の記録が残っていないという、ない、ほとんど公開されていないということもあるのではないかと思つています。

当然公開できないものもあると思いますが、過去の答弁を調べてみますと、茂木大臣は、その交渉経過について記録残していないんだというふうな答弁をされております。いや、本当にそうなのか。民間企業でも何か大きな交渉をする際には、当然相手は何を言つたかエビデンスをきちつと残していく必要があると思います、こう言つたでしようというのを後々振り返るためにも、当然議事録なり記録は取るんです。それが当たり前のことだというふうに思ひますが、こういった重要な国際協定の交渉の経過、公的文書として当然保管、管理されるべきと考えます。

この文書自体本場に記録がないのか、それともあるけれども公開できないだけなのか、それはどうなのでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 今、矢田委員の方から、私が交渉記録はないと、そう答弁したと御指摘いただきましたが、ちよつと、もしよろしければ後でこの部分だとおっしゃっていただきましたら確認をさせていただきますが、TPP11につきましては、昨年三月、米国が一月に離脱した後、米国抜きでもしつかりと十一か国が結束して

このTPPを進めていこうということで認識を共有いたしました、各国の様々な利害関係を調整した上で、ハイスタンダードかつバランスの取れた合意ができたのだと思つております。

そして、節目節目、首席交渉官会合、これも四回開催をいたしております。そのたびごとに、その概要については報告をしております。また、調整の結果、最終的に合意した内容についてはしっかりと協定等に反映がされているわけでありまして、協定文等を公表し、記者会見等でその内容についても説明をしてきているところでございます。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

一部表現に誤りがあるのかもしれませんが、重要な局面こそ、情報公開をして皆さんの安心感を高めていくということが大事だと思ひますので、引き続き真摯な公開をお願い申し上げます。

今後、茂木大臣は、アメリカとFTRの交渉に携わられるわけでありすが、今後、よりタフな交渉が必要になるという前提の下で、どうか国益を守るために、茂木大臣におかれましては、冷静かつ慎重に交渉に挑んでいただきたいというふうに思ひますので、お願いを申し上げます。

次に、食の安全問題について触れていきたいと思ひます。

TPP11に関しては、TPP12のときもそうであつたように、日本農業に与える影響、食の安全の問題など、国民のいまだ多くの不安や懸念が残つているというふうに思ひます。様々な工業製品を輸出する物づくりの国家としての日本においては、自由貿易体制を維持発展させる意義は分かつてはいるものの、やはりTPPにおけるこれら生活に関わつてくる問題は見過ごすことができません。

一つ目には、急増する食料品の輸入に対する検査や検疫体制が追い付くのだろうかという素直な疑問です。抜き打ち検査だけで済ませてしまわな

残留農薬や防カビ剤、あるいは食品添加物や遺伝子組換え食品に対する規制が本当に大丈夫なのかという課題。三つ目には、多くの人がちよつと忘れてゐるのかもしれませんが、いわゆるBSEに対する対策、検疫体制が縮小されているというようなそんなことを踏まえて、今後、日米間の交渉が本格化すれば、これらの課題も更に懸念や不安が生じてくることになると思ひます。

TPP12では、日本、検疫体制や安全基準はそのままであるとされてきましたが、この11においては、今後の再交渉、再協議を含め、本当に守られていくのかどうか、御見解をお願いしたいと思います。

○大臣政務官(田畑裕明君) お答え申し上げます。

〔理事藤川政人君退席、委員長着席〕

輸入食品の安全性確保につきましては、食品衛生法に基づきまして、まず輸出国の段階で、また輸入時の水際段階並びに国内の流通段階の三段階で対策を実施をしておりますところでございます。特に水際段階におきましては、輸入事業者に対して、輸入前の事前相談に対応するほか、輸入の都度届出を義務付けをしております。検疫所では、これに基づき審査を行うとともに、違反リスクに応じて検査を行つております。今後の輸入食品の増加の可能性を踏まえまして、検疫所職員の資質の向上、必要な職員や検査機器の確保等、適切な監視指導を徹底するための体制の整備に加えまして、事前に違反食品の輸入を防止する効果の高い輸入前相談の充実を図ることといたしてるところでございます。

また、今回のTPPの締結に伴ひまして、科学的な根拠に基づき食品の安全の基準を定める我が国の制度の変更が求められるものではございません。厚生労働省といたしましては、引き続き、科学的な根拠に基づきまして人の健康に悪影響を与えることがないように適正な基準を設定することにより、我が国の食の安全を確保してまいりたいと考えております。

○矢田わか子君 食は、やはり命の基本であります。是非とも、安全性を高めるといふこと、守るといふことについて、厳重なお取組を御要請申し上げておきたいと思ひます。

続いて、農家の支援の在り方について農水省の方々に御質問をしていきたいと思ひます。

日本は、今後とも自由貿易体制の維持、推進を政策に、基本に据えていくことになると思ひますけれども、日本の農業においては多くの農産物が価格競争で負けるというふうになつてきています。ことから、関税の引下げ、撤廃に対しては、今後農業を継続させ、農家の経営基盤を維持していくための施策を継続していかなければならないと思ひます。

この負担をどうするかという論議、民主党の政権下から戸別所得補償制度というものが創設をされて、その後、現在は経営所得安定政策として継続されてきています。

ＴＰＰに関しては、二十七年年度の補正予算から総合的なＴＰＰ等関連政策大綱を実現するための予算が順次組まれ、農林水産物の体質強化や経営安定策が講じてこられました。この点、生産者は、直接支払型の支援策に重点を置いてほしいとの要望がやっぱり今も強くあります。

今回の牛マルキンや豚マルキン制度の改善を含め、農家への政策の今後の在り方について見解を伺いたいと思ひます。

○副大臣(谷合正明君) お答えします。

まず、米の直接支払制度、いわゆる旧戸別所得補償制度でございますけれども、これは委員御案内のとおり、全ての主食用米の販売農家を対象としておりまして、一定額を一律に支援するなどしてまいりまして、例えばこれ、農地集積を図る上で課題があつたというふうな認識をしておりまして、更に加えて申し上げますと、十分な国境措置がある米につきまして交付金を交付することは、ほかの農産物の生産者や他産業、納税者の理解を得難いなどの課題もあつたところでございました。このため、この旧戸別所得補償制度につきま

しては、段階的な見直しを経まして、平成二十九年産までの時限措置といたしました。また一方で、強い農業の実現に向けまして、農地集積バンクによります農地集積、また需要のある麦、大豆、飼料用米の生産振興による農地のフル活用を図るなど、そうした前向きな政策を強化してきたところであります。

また、天候要因のみならず、農産物の価格下落等による収入減少、こうした問題に対応するために、今般、経営全体の収入に着目したセーフティネットとして収入保険制度を導入したところでございます。

さらに、地域政策といたしましては、農業、農村の多面的機能の発揮を促進するために、平成二十六年に日本型直接支払制度を創設いたしました。地域と平地との生産コストの差に対する支援などを行つていくところであります。

引き続き、農業の成長産業化とともに、美しく活力ある農村の実現に向けて、この施策をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

食料の自給率三八％、これを維持していくためにも、農家の皆さんにやはりやりがいを持つて働いていただける、そういう施策の推進を今後ともお願い申し上げておきたいと思ひます。

それから、今、このＴＰＰ発効に当たつて、どれだけ農業に対して影響があるのかということ、試算がされておりますけれども、ＥＵとのＥＰＡと相まって、昨年十二月二十一日の試算では、この生産額の減少額について、ＴＰＰ１１で最大で一千五百億円、日本・ＥＵ・ＥＰＡで約一千億円、合わせて最大二千六百億円という試算がなされております。その主なものが牛肉、豚肉、牛乳の乳製品であるということでありまして、まづこれが、過去、一年前は、発効前は三兆円という試算もあつたわけで、大きく、二千六百億ということで目減りしているのはなぜなのかという疑問も出てきております。

まずそれを一つお聞きしたいのと、それと併せて、今回、特にこのＴＰＰとＥＵとのＥＰＡで大きな影響を受けるのが北海道であるということでありまして、先日の内閣委員会の参考人質疑、参考人の意見聴取においても、北海道の農家の皆さんにはどうも詳しい説明がなされていない、あるいは様々な対策に対して当事者の意見反映ができていないというようなお話がありました。

今回の二つの貿易協定で、畜産物の関税引下げなどによって影響を大きく受ける地域にどのような説明を今後されていくつもりなのか、今までも三百何十回もやつたというふうなお話ありまして、今現在おっしゃつていらっしゃる方々に対してどうしていくのかということについて、何か施策があればお答えをいただきたいと思ひます。

○副大臣(谷合正明君) まず、最初の問いでございますけれども、平成二十五年、二〇一三年の影響試算と、平成二十七年、二〇一五年の影響試算の違ひについてということなんですけれども、まず最初、これは当初、平成二十五年の場合はＴＰＰ交渉参加前の試算でございまして、全ての関税が即時撤廃される、また追加的な国内対策は行われなという極めて単純化した前提で試算をした結果、約三兆円の農林水産物の生産減少額を見込んだというところでございます。

一方、平成二十七年、二〇一五年の影響試算は、対象品目また対象国は平成二十五年のときと同様でありますけれども、関税撤廃の例外措置を獲得して長期の関税削減期間やセーフガードなどの措置を確保したこと、また、総合的なＴＰＰ関連政策大綱に基づく国内対策を実施することを踏まえて試算を行ひまして、その結果、一千三百億から二千二百億円の生産減少額が生じるものというふうに試算をしたところでございます。

同様に、平成二十九年のＴＰＰ１１の影響試算につきましても、対象国については米を除いたＴ

ＰＰ１１参加十か国を対象として行つた、その結果の試算額になつたところでございます。

後段の質問でございますけれども、特に北海道という話がございました。特に、このＴＰＰ交渉の結果でございますとか国内対策の内容につきましては、北海道のみならず国民の皆様方に理解を深めてもらうために、平成二十七年十月のＴＰＰ天筋合意以降、本年五月末までに、政府全体で合計三百四十四回、四万八千人の方が参加されたというところになりますけれども、うち農林水産省としては百十三回の説明会を開催してきたところでございます。なお、北海道では、合計二十一回の説明会を道内各地で開催してまいりました。

これに加えて、平成二十七年十月から、地域の実情に応じて現場と農政をつなぐという意味で地方参事官制度というものを農林水産省に置いておりまして、農林水産省の先機関であります地方農政局、北海道農政事務所配置されている地方参事官から農政について現場への丁寧な説明を行うとともに、地方参事官に直接質問できるホットラインも活用しているところでござい

ます。なお、北海道では五つの拠点にこの地方参事官が配属されているところでございます。

当然、ＴＰＰ対策のポイントを説明したパンフレットなどをこうしたホームページにも掲載するなどの取組を行つていくところでございまして、国内の経営安定対策でありますとか体質強化策、具体的などところを、これをしっかりと、より一層の御理解に向けまして丁寧な情報発信に努めてまいりたいと思つております。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

説明会の中で一方的に説明するだけではなかなか理解は得られないというふうな思ひます。しっかりとコミュニケーションを取つていただく、感情と意思のやり取りをしていただく。意思疎通、合意形成を図るには手間暇が掛かります。けれども、それをやっぱり繰り返したいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひを申し上げます。

す。

続いて、農業の競争力の強化について触れていきたいと思ひます。

今日、資料を一枚お配りしております。政府が示されている農業競争力の強化プログラムの一覧ということになりました。行政、農協、農家の連携によつて農業における様々な経営の高度化対策進められており、これは評価するものがあります。特に、農産物の輸入自由化による海外からの輸入農産物の対抗ということで、ここまでやれば競争に勝てるという、自由化に太刀打ちできる水準というものは見通せることができるのでしようか。なかなか難しいと思ひます。

かつて、それでも日本農業は、オレンジやサクランボの自由化、あるいは中国からのネギの緊急輸入などに対して、当時では危機的見通しであったんですが、農家や農協あるいは試験場などの努力で品質改良、経営の効率化が進められ、この危機を乗り越つてきたケースもあります。

ここに示されているようなプログラム、本当に施策が有効に作用して生産を維持する結果をもたらすことができるのかどうか、絵に描いた餅にならないように御努力もいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○副大臣(谷合正明君) まず、現政権におきましては、農業の成長産業化と農業者の所得向上を実現するために農政全般にわたりまして改革を戦略的に進めてきたところでございます。

その上で、TPP協定の大筋合意後の新たな国際環境の下においてもこれらの成長産業化と農家の所得向上を実現するために、TPP交渉で獲得した関税割当てやセーフガード等の措置を前提といたしまして、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、万全の対策を講ずることとしているところでございます。

具体的には、輸出につきましては、我が国の農林水産物の輸出額、二〇一九年に一兆円にすると目標達成に向けた輸出拡大対策を講じているほか、産地競争力を強化するための産地パワーアップ

事業、また畜産、酪農の収益力強化のための畜産クラスター事業、さらには農地の大区画化、高収益作物への転換を図るための基盤整備事業などの我が国の農業の競争力を強化して海外からの輸入農産物に打ち勝つための対策を講じてきています。

しっかりとこうした取組を推進させていただきまして、新たな国際環境の下でも農業の成長産業化と農業者の所得向上を実現できるように全力で取り組んでまいりたいと思ひます。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

ここにしっかりと記載されていることを一つ一つ具体的に、やはりロードマップが必要だといふふうに思ひます。そして、PDCAサイクルを回していく、きちっと検証して、どこまで進んだのか照らし合わせをしながら進めていくことが農家の方々の安心感にもつながり、ひいては農業の競争力につながるというところでもありますので、改めてもう一度、この具体的な推進については御要請を申し上げておきたいというふうに思ひます。

最後の質問に移りたいと思ひますが、ILOの条約批准の問題について触れておきたいと思ひます。

資料三を御覧いただきたいと思ひます。こちらは、TPP11の加盟国、そして一応米国も少し、一番右端に書かせていただきましたが、ILOの中核的労働基準に関する条約の批准状況をまとめたものであります。この11の協定における労働章では、各締結国はILO宣言に述べられている次の権利を採用し、及び維持するとして、ILOにおいての中核的労働基準と呼ばれる四つの基準を列挙しています。この資料にありますとおり、具体的な条約は基本的条約の八本を指します。我が国は百五号の強制労働の廃止に関する条約と百十一号の雇用及び職業についての差別待遇に関する条約を批准していないという現状にあります。

TPP協定を遵守するためにはこのILO条約を批准できる国内法の整備が必要であると思ひま

すが、今回はこれを見送られているという状況にあります。今後、どのように対応されていくのか、説明をお願いいたします。

○大臣政務官(田畑裕明君) お答えを申し上げます。

今ほど委員述べられましたとおり、TPP11協定の労働章におきましては、一九九八年のILO宣言に述べられている働く方の権利を各締結国が自国の法律等において採用し、維持することを定めております。

これは、御指摘の中核的労働基準、いわゆるILO基本条約を批准することが求められるものではございませんで、いかなる国内法令等を採用、維持するかについては一義的には各締結国が判断するものでございます。我が国では、TPP11協定の労働章の規定で求められている働く方の権利確保については既に国内法令等により担保されており、労働関係法制度の変更は求められていないものでございます。

なお、ILO基本条約のうち、我が国が未批准であります御指摘ありました第百五号条約と第百十一号条約を批准することにつきましては、国内法制との整合性についてなお検討すべき点があるもので、慎重な検討が必要であるというふうに考えているところでございます。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

全て満たしているのは、御覧のとおり、ここまではチリしかないということでもあります。今後、日本がグローバルに競争を仕掛けていく、自由貿易の中でもリーダーシップを発揮していくためには、こういったことに対しても是非一歩前に進めてリーダーシップを取るべきだというふうに御意見を申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○相原久美子君 先ほどに引き続きまして質問をさせていただきます。

まず、TPP発効によりまして農産物の輸入が増えるということの基本にいたしまして、そして、なおかつ今離農者も増えているという状況も鑑みまして、食料自給率についてお伺いしたいと思ひます。

思ひます。

日本の食料自給率、これも農林水産基本データによりまして、カロリーベースで二十八年度で前年比一%減の三八%です。目標は三十七年度四五%としておりますけれども、TPP協定発効で輸入量が増えまして、農家の皆さんの不安を考えると、到底この目標は難しいのではないかと、そして更に落ち込んでいくのではないかとと思われるのですが、今後の食料自給率についてどうお考えになつていらっしゃるのか、お伺いしたいと思ひます。

○大臣政務官(上月良祐君) 平成二十九年度の十二月に公表いたしましたTPP11の定量的な影響試算におきましては、国内農林水産物の生産額への影響と併せまして食料自給率への影響もお示ししたところでございます。

その中で食料自給率の水準は、平成二十八年度、カロリーベースで三八%、生産額ベースで六八%という水準と同程度となるということでお示しをさせていただいたところであります。一方で、委員御指摘のように、カロリーベースでは平成三十七年度で四五%、生産額ベースでは七三%に引き上げる目標というのを設定いたしております。

自給率を上げていくのは、どれか一つだけをやれば端的に効果が現れるというものではなくて、あらゆるものを常に改革を進め、様々な施策を打っていく必要があるというふうに考えております。一つは国内外での国産農産物の消費拡大をまずきちんと図っていくということ、まあ食育の推進といったところからしっかりとやっていく必要があると思っております。

また、消費者ニーズに対応した麦や大豆の生産拡大、こういったこともしていかなければいけませんし、飼料用米を輸入飼料と代替させていくためにも進めていく必要もあるかと思っております。

また、付加価値の高い農産物で生産、販売や輸出も促進することで農家が持続的に生産ができるようにということもやる必要がありますし、それ

らのためにも優良農地を確保すること、あるいは担い手の育成、こういったこともしっかりとやっていく必要があると思っております。

また、個別品目ごとにもいろいろ施策をやっていく必要があると思っております。例えば消費が今減退しております米につきましては、パック御飯といった食の簡便化志向にしっかりと合っていくような対策というんでしょうか、対応をしないかなきゃいけない、あるいは健康志向等の消費者ニーズ、外食、中食、そういったニーズへ対応していくような米作りをしないといけない。牛肉につきましても、消費者ニーズの多様化が様々な生産や輸出促進等もしっかりとやっていく必要があると思っております。野菜については、やっぱり加工や業務用野菜の生産基盤の強化、こういったことをしっかりとやっていく。そういったことで、個別品目の対策についてもしっかりとやっていく必要があると思っております。

こういう横断的な対策と個別品目ごとの対策をしっかりと組み合わせる積極的に行っていく、そういったことで、自給率の向上に向けて基本計画に基づいて各種の施策を総合的、計画的に進めていきたいと考えております。

○相原久美子君 内閣委員会で御一緒でした上月先生の御答弁ですので真摯に受け止めたとは思いますが、自給率が変わらない、同程度というのに、本当ですかと私は疑問を抱かざるを得ないと思っております。

保護主義がもたらした世界大戦、これは反省を口にする方もありますけれども、天然資源の少ない日本の基幹産業である農林畜産業というのは、私は自給率確保のためにも一定のやっぱり関税による保護は必要なのではないかなと思っております。それとも、政府としては、自由貿易の下で、国内生産で間に合わないんだしたら輸入に頼ればいいじゃないかというようにお考えなのかなと。

皆さんも、オイルショックを経験していらっ

しやる方もいらつしやると思うんですね。実はあのとき、本当に様々な商品がなくなつて、非常に国民生活に影響を与えた。予想のできない要因によつて食料の供給が影響を受けるような場合を想定して対応を図るのも政府の役割である、これを指摘していかねばならないと思っております。が、やはり食料自給率というのは、先ほどおっしゃっていただきました飼料米等々ということよりは、基本的に人間が食べる、そのやっぱり担保をするということが一番重要なんだろうと思っております。

あわせて、食料の安全保障についても見解があればお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(上月良祐君) 食料の安定供給を将来にわたって確保していくということは、国家の国民に対する最も基本的な責務の一つだということに考えております。そういう意味で、食料安全保障というのは大変重要な御指摘だと思っております。

我が国において、食料・農業・農村基本法に基づいて、そこにどう書いてあるかということ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とすると、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせると、そのことで食料の安定供給を確保するというふうに書いておまして、これはTPP11の下でももちろん変わることはございません。

口が伸びていく海外、成長著しい海外マーケットの開拓というものは是非やっていく必要があると思っております。そのためには農業の構造改革というものを進めていかねばいけないと思っております。

他方で、我が国の農業は、御案内のとおり、人口減少に伴いますマーケットの縮小が見込まれます、しております。そして、農業者の減少、あるいは高齢化の進行、耕作放棄地の増大といった大きな曲がり角にあることも事実でございます。

そこに加えて、TPPの関連政策大綱に基づいて、産地パワーアップ事業でありますとか畜産クラスター事業でありますとか、あるいは輸出拡大対策としてもう一步のところまで来ております一兆円の目標でありますとか、そういったものを目標に置きつつ、体質強化策を取っております。あわせて、協定発効後の経営安定に万全を期するたに経営安定対策の充実も図ったところであります。

こういうことを、やはり先ほどの自給率と同じ、裏腹かもしれませんが、総合的にきちっとやっていくことで、食料安全保障の確立というのは大変重要なことだと思っておりますので、しっかりとやってまいりたいと考えております。

○相原久美子君 先日の連合審査でも、ここに今日いらつしやいます藤本委員でしたか、自民党の議員からも、交渉の経過の情報が開示がないというところで生産現場から非常に大きな不満や不信感が広がっていると指摘されました。民主党政権時の交渉参加の検討に当たって、当時野党であった

自民党は、政府の情報提供が不十分であることを指摘されておりました。

二〇一三年の衆参両院の農林水産委員会における決議では、「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。」「また二〇一六年のTPP協定の特別委員会の衆議院における附帯決議には、「TPP協定の内容及び効果について広く国民の理解を得て、その不安を払拭するため、引き続き情報提供を積極的に行うとともに、わかりやすく丁寧な説明に努めること。」と、これは国会の意思が表明されました。

TPP11承認案が既に衆参両院で可決されている現段階で、この本委員会で行われているTPP11関連法案の審議が最後の機会となります。政府にあっては、是非、真摯でかつ丁寧、国民に分かりやすく説明を尽くしていただくことをまずはお願いしたいと思っております。そして、関係者の皆さんが、これなら大丈夫、自分たちにとっても生産力アップの機会になるといった理解を得た上で、改めて発効手続のための関連法案の国会への提出を図ることが我が国の取るべき戦略であると思いたすけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 国会の運営、委員会の運営につきましては委員会の御判断に委ねたいと、そのように思っておりますが、その上で、TPP12の大筋合意後、これまでの国会審議や三百四十四回にわたります説明会等で合意内容に関しては情報を幅広く提供して丁寧に説明、心掛けてきたところであります。この過程におきまして、協定の内容等に関する各資料、そして分野別や中小企業向けの資料など、計四千ページ以上に及ぶ資料も公表してございます。また、TPP11協定においても、協定文、そしてサイドレター、各国で結んでおります、これについても全て和訳付きで公表するとともに、会合ごとに情報を公表しております。ダナンでの大筋合意に際して、また署名時にもその内容を公表するとともに、説明会

等で合意内容について丁寧の説明をしてきていますところであります。

政府としては、今後とも、一層の国民理解を得ることを目指して、引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○相原久美子君 丁寧というのは、相手が丁寧の説明していただいたと理解するのが丁寧です。情報の提供をただ単にしたということでは丁寧な説明とはなりません。まさに今、畜産それから農業、この方たちは、まだまだ自分たちが確信を持てるという情報の提供に接していないというような指摘がございます。是非そこを真摯に受け止めていただければと思います。

ちよつと時間がなくなりますので、ちよつと飛ばさせていただきます。農業分野の人材不足についてお伺いしたいと思います。

現状でさえ高齢化と人材不足が深刻化されている状態の中で、今後、政権がどう対応しているのか伺いたいと思います。

現在でも、技能実習制度の中で外国人労働者が全国の農畜産業の現場で働いております。これは、以前から指摘されていきますように、自国に帰って習得した技術等を生かす、そういう制度であります。残念ながら単純労働に労働者として使われている例が多々あります。

今後、農業分野の人材不足に対応するために新たな外国人労働者政策を考えているのでしょうか、伺います。

○大臣政務官(上月良祐君) まず、農林水産分野においては就業者の減少、高齢化が大変進行しておりますので、経営者である担い手の確保とそれから経営を支える労働力としての労働をしていただく農業者の確保が、これはどちらも大きな課題になっていると思います。

そして、農林水産省としましては、まずはもちろん国内の特に若い方々に是非とも農業分野に入ってきていただきたいということで、青年就業者あるいは雇用就業者の就業に際しての支援、これ教育の部分から含めて、今一生懸命そういった

ことも取組をさせていただいております。

それから、新規就業者向けの相談活動に対する支援等により新規就業を促進しますとともに、やつぱりＩＴも使わなきゃいけない、省力化もしなきゃいけないということで、その人手の前の前提として、できる限りロボットであるとかＩＣＴ技術を使う、先端技術も、せっかく日本はこれだけ先端技術が進んでいるわけですから、そういったことによる生産性の向上といったことも推進をしております。

加えて、当面の人材不足に対応する観点から、私も茨城県など、大きな農業県でございますので、たくさん外国人研修生の方も農業分野では一番使わせていただいておりますけれども、当面の人材不足に対応する観点からは外国人材の受入れについても議論ももちろんしております。例えば、今、即戦力となる外国人材を労働力として受け入れます国家戦略特区の農業支援外国人受入事業が創設をされましたので、活用が今始められつつあるという、そういった段階にあります。

こういった施策を通じて、農林水産の担い手の確保、育成と併せて、担い手の経営発展とともに必要となる人材、こういったものを確保していきたいと考えております。

○相原久美子君 人口減少というのは我々の日本においては避けられない現実だろうと思っておりますし、労働力不足というのものは伴った形で出てくると思います。ただ、非常に諮問会議等々では安易に外国人労働というのを言っているにしろ、私どもはしっかりと考えて対応していかなければならないと、ここは指摘させていただきたいと思ひます。

そして、関連いたしましたして、今月発表されました経済財政諮問会議の経済財政運営と改革の基本方針二〇一八について一言申し上げたいと思ひます。この基本方針で、新たな外国人材の受入れが提

示されておりますけれども、この間、安倍政権は、成長戦略のために外国人材の活用を多用しています。この表現は私は改めるべきだと思ひます。女性活用と言われてうたわれたときも、本当に多くの女性の反感を買いました。女性も外国人労働者も商品ではありません。特に、この方針に掲げられている外国人は、労働者として、生活者として人権があります。

活用という言葉は人権国として使うべきではないということをご指摘したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○内閣官房副長官(野上浩太郎君) 今御指摘のありました受入れにつきましては、深刻な人手不足に対応するために、現行の専門的、技術的な分野における外国人材の受入れ制度を拡充をして、真に必要な分野に限定して一定の専門性、技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れようとするものであります。

今後、骨太の方針二〇一八に新たな外国人材の受入れのための在留資格の創設等が盛り込まれたことを受けてまして、まずは出入国管理及び難民認定法の改正を含む新たな受入れ制度について、法務省始め関係省庁等において速やかに検討を進めていくものと承知をしております。

また、今御指摘の労働者に対する不当な取扱いが行われることがないように、骨太の方針二〇一八においても、新たに受け入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするために、的確な在留管理、雇用管理を実施することとしております。

政府としては、人手不足の改善に加えて、外国人材が円滑に共生できるような社会の実現を目指して、引き続き関係省庁等とともに受入れ制度の構築を進めてまいりたいと思ひます。

○相原久美子君 私、外国人材を受け入れることに対してどういう方向性なのかということを確認しているわけではないんです。少なからず人間を、人を活用という言葉で書き表すということに對して反省を求めているわけです。この骨太の方針もそうでしたし、それから女性活用のところも

そうでしたけれども、やつぱりまずは基本をしつかりと受け止めていただきたいと思ひます。

これはちよつと私の質問通告の内容が違ったかもしれませんが、野上さんであれば私はそこは受け止めて、しっかりとこの言葉に対するやつぱり思いは語っていただけるのではないかと思ひますが、改めて、こういう人を活用するという言葉の使い方、政府として使うべきではないと思ひているのですが、いかがでしょうか。

○内閣官房副長官(野上浩太郎君) 申し訳ありません、ちよつと通告受けておりませんでしたので、今詳細な答弁はできないと思ひますが、ただ、今申し上げました外国人材について受入れを拡大していくという趣旨につきましては、今申し上げたところでございます。

○相原久美子君 再度指摘だけはさせていただきますと思ひます。

これは、そこに座つていらつしやる皆さんも含めて、私もそうなんです、人を活用するという言い回しというのはやつぱり人権を無視していると思ひます。ここは気を付けていただければと思ひます。

最後になるかと思ひます。またちよつと農業分野についてお伺いしたいと思います。八番でお願いしていた国内対策についてでございます。

農業分野における影響評価について、多くの委員が指摘しておりましたけれども、納得のいく答弁ではないので、再度お伺いしたいと思います。

先日、磯崎副大臣が、輸人品と国産品の競合関係を踏まえて、国内対策の効果を考慮しながら積み上げて試算をし、九百億円から一千五百億円の影響であると答弁されました。

しかし、国民的に言っても、私にとつても、なかなかこの試算、理解ができないんです。本来は、どれだけの影響が出るからそれに対応する国内対策をするという、その後でのやつぱり評価なんだらうと思ひます。ところが、当初から、影響がどの程度出るかわからないのに、国内対策

を打ったということを前提としてこの九百から千五百億円の範囲内に国内対策をという、いつからいつまでの対策と考えてこの政策対応、いわゆる前提の対応ですね、九百から一千五百の、その部分について御説明をいただきたいのと、また、現在の生産量は維持されるとの答弁もありましたけれども、その根拠についても伺いたいと思います。

白議員が前回指摘しましたように、人は胃袋四つも五つもあられるわけではありませんが、いや、生産量は維持される、輸入量も一定増えてくるという根拠がちょっと不明確なんですね。是非その部分について伺いたいと思います。

○大臣政務官(上月良祐君) 何点かあったと思いますが、これはもう累次御説明をいたしておりますが、現実には起り得る影響を試算すべきものと考えておりますので、国内対策の効果も併せて考えることが適切だというふうに考えて、国内対策なしの試算ではなくて国内対策をやった上での試算ということを出させていただいているところであります。その国内対策といいますが、一番長いホエー、二十一年でありますけれども、そこまでの間の、長い間の、最後の結論としてこれぐらいになるという、対策も当然その間に累次打っていくわけでありまして、そういった対策を踏まえての影響ということを出させていただいているところであります。

あと、国内生産の量との関係でいいますと、置き換わりのところを見ておりますので、置き換わりは来年度全部の効果が出るわけではなくて、十年以上、長いものであると二十年以上というふうにしようか、それぐらいの期間を掛けて徐々に出てくるものにきちっと対策を取ること、こちらの方も、国内生産物の方もきちっと競争力を確保すること、今と同じ、置き換わるような形ではないということを示させていただいているところでございます。

○相原久美子君 やっぱり、ちょっと理解ができません。

ないんですね。国内対策をしてから影響がどのくらい出るかということ、本来でいえば、やっぱり輸入をすることによってどれだけの影響が出る、だから、どれだけの対策を打ってそれをゼロにするということなんじゃないかなというふうに思っております。ここについてはまた再度質問をさせていただきたいと思っております。

時間が来ましたので、終わりたいと思います。

○委員長(植芳文君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時開会

○委員長(植芳文君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、藤木眞也君が委員を辞任され、その補欠として野上浩太郎君が選任されました。

○委員長(植芳文君) 休憩前に引き続き、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

私も冒頭、あの十九日の連合審査での茂木大臣の答弁についてやはり一言申し上げなければなりません。

我が党紙議員が、午前中に私も指摘しましたマハティール首相の再協議ということにも触れて質問をいたしましたところ、大臣は、マハティール首相がなぜ発言をされたかについては是非御本人に御確認いただきたいという答弁でした。

そしてまた、カナダが対日輸出量が八・六%増加する、その大半が農林水産物だというふうに言っている、こういうことについてもどうなんだと見解をお聞きしましたら、カナダの試算が正

しいという根拠をお持ちでした是非御質問くださいという答弁で、ちょっとこれは本当に驚きました。

昨日の理事懇談会でも私のことを指摘したんですけれども、例えば、この輸入量のどうなるか、これ本法案の肝とも言える問題で、他国の政府が対日輸出増の試算を示していれば、そのことを指摘して質問するのは当たり前のことだと思っております。その根拠を、他国の政府の試算の根拠を示して質問せよというのは、これは事実上答弁拒否と言えようなことだというふうに思うんですね。

一言、まず茂木大臣に求めたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) 答弁はできる限り簡潔にと何度かこの委員会でも御指摘をいただいておりますので、そのように答弁をさせていただきます。

ただいま御指摘のような御意見があるのであれば、今後一層丁寧な答弁を心掛けてまいりたいと考えております。

○田村智子君 ちょっと、これは簡潔ということではないと思えますからね。ここで改めてはやりませんが、簡潔ということと失礼は違います。

意見の違いがあるのは分かります。私たちはTTPをずっと批判をしてきましたので、恐らく大臣と私たちは見解や立場が相当異なるでしょう。だけれども、その異なる立場で私たちが懸念を示せば、そのことについて大臣としての見解をお示しになるということをやっていたかなければ、これは議論になつていかなければです。民主主義ですから、立場が違う、意見が違うのが前提の議論だと思います。

立場が違うことをもって切って捨てるようなことは是非ともやめていただいて、様々な出されてある懸念や私たちの指摘に対しても真摯に耳を傾けて御答弁いただきたいということは重ねて要求しておきたいというふうに思います。

まず、中身の質問では、やはりこの間ずっ

と、今日も午前中も議論になっていましたTTP 11の六条の見直しの規定なんです。

これまでの答弁読み直してみても、やっぱりよく分からないです。TTPつまり12が発効する、つまり米国が、アメリカがTTPに戻ってくることにすれば見直しを、そのための協議をやる、これは分かりますね。TTP 11がある意味、そのTTPの中身を含んでいますから、11をTTPの中に融合するかどうか、そういう協議が必要になるというのは分かるんですけれども、アメリカがTTPに戻ってこない、このことが決定的になったときも見直しと。だけど、元々TTPはイレブンで、アメリカ抜きで協議を進めているわけですから、最初からアメリカ抜きの条件でいるんなことを決めてはいるはずなんです。そのときに、アメリカがTTPに戻らないことがはっきりしたというときに一度見直しを行いますと、これはどういう意味なのか、どういう条件のときにアメリカが戻ってこないとなんて何を協議するということになるのか、御答弁ください。

○政府参考人(澁谷和久君) お答え申し上げます。

第六条、先生御指摘のとおり、アメリカがTTP 11例え12に戻ってくるということになりますと、12も発効して11も生きていくなりますと、これ完全に例えTTPワイド枠がダブルになつてしまします。これは何としても調整が必要だということ、そういう趣旨でございます。

そうじゃない場合というのは、なかなかアメリカの今後の通商政策、予断して申し上げることもなかなか難しい上に、政府としてそういうことを実際に予見しているのかということや、それやためらうところがあるんです。それでなかなかはっきり申し上げにくいところがあるんですけれども、いずれにしても、皆さん方の懸念は、TTPワイドの枠、それからセーフガードの枠数量でありますけれども、これが結局、アメリカを含むことを前提に入れたものが、結果としてTTP 11の外で同じような枠ができて、結果とし

しも発動基準の見直しも国別の輸入数量等々の見直しも求めなかったわけですから。それを求めずして協定が合意になったという。にもかかわらず、アメリカが入らない協定の下です、なのに、アメリカがTPPに入らないということが明らかになったときに、見直しをお願いしますと言うときに、その合理的な説明が必要になるでしょう、普通考えたら。

それをどんなふうに御説明されたのか、これ、何か記録見ないと私たち確認できないわけですよ、どういふ条件付で主張されたのか。だから、あるでしょうと聞いているんですよ、発言されているんだから。そんな、大臣が外交交渉の場でも持たずに発言されるんですか。当然そのTPPの皆さんの中で確認されて、政府の方針として確認したものがあつて、それに基づいて発言されているでしょう。それがあつて、聞いているんですよ。

○国務大臣(茂木敏充君) 発言した内容につきましては、先ほど明確に答弁をさせていただいたとおりであります。

そして、詳細については申し上げられない部分ではありますが、我が国と同様のTPPワイド枠を持っている国、それはほかにもあると承知をいたしております。そして、これはダナンの閣僚会合だけではなくて、昨年の三月のチリでの首席交渉官会合以降、首席交渉官及び濫谷統括官から会合のたびに、あるいは関係国の首席交渉官が来日するたびに説明をして、我が国の考え方を理解を一つ一つ得てきたところであります。さらには、ダナンの会合の直前の舞浜での首席交渉官会合までに主要国との間の理解、これが事務レベルで得られていて、こういうことを踏まえて、確認の意味でダナンの首席交渉官会合におきまして私の方からそのような趣旨の発言をさせていただきました。

○田村智子君 やっぱりお答えになっていないんですよ。出してこれとか言っているわけじゃなくて、記

録があるでしょうと聞いているんです。記録はありますよね、発言した中身の記録。その会議の日本側が何か取った記録、ありますよね。

○国務大臣(茂木敏充君) ダナンの閣僚会合、これにおきましては、閣僚会合が開始される以前に、各国間で議事録を作りますと、こういう合意をして、閣僚会合終わってからその内容について確認を取った、そういう意味での議事録はございません。

○田村智子君 それは分かっているんです。日本側が取った記録があるでしょうと聞いているんです。

○国務大臣(茂木敏充君) 何度も恐縮であります。様々な会合での詳細なやり取りと、これにつきましては、相手国との信頼関係もあります。相手国がどういふ主張をしたかと、それに対してこちらがどういふ主張をしたかと、まさに外交上のやり取りでありまして、相手国との信頼関係も出てまいります。

そして、こういった交渉、今後我が国として様々な経済連携協定を進めていく、こういった中で類似の交渉案件、これが今後出てくる、それに対する悪影響を与えることがないように慎重に対応したいと思っております。

○田村智子君 いや、済みません、ここでもこんなに時間を食うと思っていなかったんです。

出してこれとか言っているんじゃないんです。出したら、それは相手国との関係で機密文書とかということはあるでしょう。政府側の記録があるでしょうと聞いているだけなんです。

○国務大臣(茂木敏充君) 先ほどから申し上げておりますように、各国で合意をした、そして内容を確認した正式な議事録というのはございませ

かったらおかしいですよ、そんなの。

この国会、加計学園、森友学園の問題で、安倍政権の中でだつて言った言わないと、省庁の側が片っ方記録が残っていると、それに対して内閣府は自分のところは記録がないから分らないとか言っているわけですよ。これ、まあレベルが違うので、外交はこんな低レベルな話じゃないとは思いますが、それにしたつて、日本側の記録があるのかないのかぐらいちゃんと答弁してくださいよ。

○委員長(柘植芳文君) 大臣、明確な答弁をお願いします。

○国務大臣(茂木敏充君) 相手国との証拠という形でおっしゃっているんだと思いますが、そういうものがあるなしかかわらず、基本的に、じゃ、例えば仮に日本がメモを持っていたと、誰かがメモを作りましたと、それは恐らく今後見直しを行う際に、それは日本のメモでしょうと。それよりも、きちんとそういった会議の場で発言をさせていただく、それに先立って、累次の会合におきまして事務レベルでも日本側の主張を日本の主導して調整をしてきた、こういう各国との信頼関係と、これに基づいて見直しというのは行っていきたいと思っております。

○田村智子君 済みません、時間が来ちゃつて、上月先生に来ていただいて、私、輸入量の問題等々を質問したかったんですけど、まさかここでこんな時間に時間取るとは率直に思わなくて、大変農水省の皆さんもごめんなさい、申し訳なかつたです。次回、たつぷりその輸入の枠のことについては御質問をしたいというふうに思います。

それと、ちよつとこれは本当困ります。もし日本側のメモでしようなんて言われてしまうんだなんて答弁だったら、だつたら何で議事録を作ることを主張しなかったのかというところにもなるわけですから、ちよつと今の大臣の答弁についても次回また取り上げさせていただきます。

○清水貴之君 日本維新の会の清水です。どうぞよろしく願ひいたします。

前回の委員会での質疑に続きまして、このTPPの大綱にも入っておりますクールジャパンの日本の戦略、そしてクールジャパン機構について質問をしたいと思います。

まず初めに、これは前回でも質問をしたんですが、日本発のハリウッド映画を作ることによって設立された、結局その後売却をされているANEW、オールニッポン・エンタテインメントワークスなんですが、これまでの投資額、そして事業の売却額、教えてもらえますでしょうか。

○政府参考人(吉田博史君) お答えいたします。

株式会社オールニッポン・エンタテインメントワークスは、コンテンツの海外市場展開を行うことを目的に、日本のコンテンツを原作としたグローバル市場向けのリメイク映画等の共同プロデュースを行っている企業であります。

この会社は平成二十三年十月に設立され、産業革新機構より二十二億二千万円の出資を受けています。その後、平成二十九年五月に全株式を三千四百万円で売却してございます。

○清水貴之君 ということは、投資が二十二億、三千四百万円であつたということ、もうほぼほぼ二十二億円の損失が出たということですね。何か成果が生まれていたらいんですけれど、結局、映画は七本作ると言つてこれは一本も作られていないということなんです。

何か意義があつたんですか、この会社のこの事業はとこの前お聞きしたら、権利処理等のノウハウ蓄積など一定の成果はあつたという答弁をされました。権利処理の蓄積、ノウハウ、どんなものなんですか。

○政府参考人(吉田博史君) お答えいたします。

国内コンテンツの海外におけるリメイクに際しては、既存作品の権利の整理、処理が必要であります。株式会社オールニッポン・エンタテインメントワークスの投資事業の中でこうした権利関係の調整、整理を行うことで、海外のリメイクを実

施する際の経験、ノウハウが蓄積されたものと認識しております。

○清水貴之君 それは二十二億円出して手に入れる必要のあるノウハウなんでしょうか。

○政府参考人(吉田博史君) こういう面で一定のノウハウの蓄積はあったと考えておりますが、私どもとしても、投資としてはうまくいかなかったものとは認識しております。

○清水貴之君 その権利関係のノウハウは、その後、今後どうやって生かしていくんでしょうか。

○政府参考人(吉田博史君) 同社が、産業革新機構が出資している期間中に企画開発を行った案件が複数ございます。そこに我が国の企業というのも参加してございますので、そういう中でそのノウハウが生かされることになると考えております。

○清水貴之君 それは同じような話なんですか。日本の映画をリメイクして外に出す、それは同じ、今回蓄積したノウハウが生かせる、同じようなことが次に生きてくるという話になるんですか。

○政府参考人(吉田博史君) 映画の海外におけるリメイクに際しましては、まず企画立案をして、そこからまず権利処理をして、それで権利を使える形にした上で、そこから今度は脚本制作、そしてそれを販売ライセンスをして、その販売先で制作するというような流れになってございます。

そのうち、この権利処理におきましては、既存作品の原作者とか脚本家における著作権、著作者人格権の権利処理が必要になりますので、その点におきまして、もちろん個別の作品においてハウというのは活用できるものと考えております。

○清水貴之君 サンディ・クライマン氏、御存じでしょうか。

○政府参考人(吉田博史君) 済みません、もう一度お願いします。

○清水貴之君 サンディ・クライマン氏、サン

ディ・クライマンです。

○政府参考人(吉田博史君) 株式会社オールニッポン・エンタテインメントワークスの社長をなさっていた方と承知しております。

○清水貴之君 その方は今はどういう立場に、何をされているんでしょうか。

○政府参考人(吉田博史君) その後、産業革新機構が株式を売却して以降、同社あるいはその方がどうなさっているかということについては承知しておりません。

○清水貴之君 このサンディ・クライマン氏、そのANEWのCEOを務めていらつしやいました。結局二十二億円使って何も残念ながらできなかった方ですけれども、この方以外にも、アンマリ・ペイリー氏、ニコラス・ザバリー氏、鈴木萌子さんという、このANEWで幹部を務めていた皆さんが、日本のスマホのゲーム会社アカツキという会社の子会社アカツキ・エンターテインメントのUSA、アメリカの会社のそれぞれ代表取締役などに、幹部に就かれているわけですね。サンディ・クライマンさんというのもそのアドバイザーとして就任されているという話なんですけれども、こういった動きというのは御存じでしょうか。

○政府参考人(吉田博史君) 承知しております。○清水貴之君 これ、アカツキ・エンタメという新しくつくったこの会社、もう同じなんです。ANEWで幹部を務めていた皆さんが全く違う会社をアメリカで同じメンバーでつくっているんですが、これ事業内容が、説明のところを見ると、日本とハリウッドの橋渡し役と、同じことをやろうとしているわけですね。

○清水貴之君 ということは、先ほどおっしゃった、例えば十二億使って、五、六年で結局、まあノウハウは蓄積されたという話ですが、成果は出なかったわけですね。で、そのノウハウだとか、例えばその時点で種をまいていたことがあったとしたら、今度新しくつくった会社でそれが意味生かされるなり使われるなりしたら、この日本の使った、

この国の税金を使った二十二億というのが私は非常に無駄になって、結局そこでかすめ取られて、いいところだけということになってしまふんじゃないかというふうに思うわけですね。

この辺りはしっかり見ていくべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(吉田博史君) 産業革新機構から株式会社オールニッポン・エンタテインメントワークスに対する出資については、当時の産活法の規定に基づき、支援基準に従って、社会ニーズへの対応性、成長性、革新性の観点から産業革新機構が評価し、出資決定したと思っております。

さらに、その売却についても産業革新機構における判断において行われたものでございますけれども、全ても、それぞれ個別の案件についてはどうして場合もございまして、

産業革新機構の投資につきましては、いろんなリスクの程度が異なる様々な案件を組み合わせて全体としては収益を確保するということを目指しており、機構全体の収支としてはプラスをしているという状況でございます。

○清水貴之君 質問にちゃんと、かみ合っていないというふうに思うんですけど、

新しい会社が出て同じようなことをしようとしているわけですね。おっしゃるとおり、投資ですから成功することあれば失敗することもある、これはもちろん理解はしているんですけど、でも一方で、投資だけして、もうある程度一定のところであらう駄目だつて売った後にまた同じようなことをされて、ここの方で利益を出されてしまったら、じゃ、これまで六、七年やってきたことは何だったんだということになるわけですね。

ですから、もう売却しているから関係ないと、もうあとは民間会社のことだからということなんでしょうけれども、僕はここのことはしっかりと、こういう方を雇った責任もあるわけですね、二

十二億も投じた責任もあるわけですから、しっかりと見ていくべきではないかというふうに思うんですけども、これはいかがですか。

○政府参考人(吉田博史君) そのときに、投資している間に培ったノウハウというのが新しい会社の方でもしそれが活用しているという指摘であれば、それはもちろん、それがおっしゃるとおり二十二億の価値があったのかどうかということとは別としても、一つの成果ではないかと思っておりますが、それは、済みません、御指摘の趣旨をよく理解していませんでした。申し訳ないんですが、その間に蓄積したノウハウを何らかの形で生かしていくということにはつながっているのではないかと考えます。

○清水貴之君 そのつながっているのは、ただ、国が、このANEWをこのクールジャパン機構がやっているときには生きたままだったわけですね。で、全く新しい民間企業で今度はそれが生かされるということとは、形としてはこれはもう当然あり得るのかもしれませんが、何かやっぱりすっきりしないところがあるわけですね。(発言する者あり) そう、食い物にもう売られてしまっているなというふうに思うわけですね。この辺りをしっかりとチェックしていただきたいと思うんですけども。

○政府参考人(吉田博史君) 御指摘のような面はあるかと思いますが、一般論として申し上げますと、映画の海外におけるリメイクの企画開発、やはりどうしても時間が掛かるということがございますので、そういう点も考慮しなければならいかなと思っております。

○清水貴之君 いや、ということは、ごめんなさい、時間掛かるのは分かっています、映画ですから。でも、ここで売却をしてしまったわけですね。じゃ、時間掛かっても成功する可能性があるならば、売却などせずに、まだ五年、十年延ばしてちゃんと収益を取ってから売却する、若しくは会社を残しておけばよかったわけですね。もう駄目だと思っただけで売ったわけですね。それ

は、ですからちよつと違うんじゃないかと思ひますけど、いかがですか。

○政府参考人(吉田博史君) 同社は全体で七本の、産業革新機構が出資している間に七本の企画開発を行つておりますが、やはり権利処理の、あるいは整理ということに時間が掛かりまして、そのうち共同開発契約を締結した第一号というのが二十八年十月ということで、やつと一本出た状況でございます。そういう形で一つの成果が上がった段階で産業革新機構としてはエグジットをする判断をしたということかと思つております。

○清水貴之君 ここ、そんなに粘るつもりなかつたんです。

ということは、二十八年に一つ結んだわけですね。これが、じゃ、今実が出ました、成功しましたとなつたら、リターンというのはあるんですか、クールジャパン機構、産業革新機構若しくは国に。

○政府参考人(吉田博史君) 二十九年五月に三千四百万で売却を決定しておりますので、その時点で本件に関する投資の収支というのは確定しているかと存じます。

○清水貴之君 それはそうですね。ということでは、結局そこで権利、何か契約を結んだとしても、もう売つてしまつていくわけですから、それは次に全くつながらない話ですよということになると思ふんです。

ちよつとポイントを変えて、じゃ、結果的に投資は、でも、うまくいかなかったというのは認めていらつしやいますけれども、この責任というのは誰がどのように取る、若しくは取つたんでしやうか。

○政府参考人(江崎禎英君) お答えいたします。

まずクールジャパン機構でございますけれども、これに関して申し上げますけれども、株式会社形態を取っておりますので、その経営責任につきましては一義的には会社法などの法令、法規に基づいて判断されることとなります。

ためらうようなハイリスクな事業を支援すること文化や商慣行が異なる地域を対象とした事業化の可能性を広げること、これを目的にしております。したがって、案件の難易度は必然的に高くなります。

このため、監督官庁としましては、クールジャパン機構の適切な運営に向けて、株式会社海外需要開拓支援機構法、いわゆる機構法ですけれども、この法律に基づきまして、年度ごとにクールジャパン機構からの事業報告を受けて、業務実績の評価や必要な監督命令を行います。さらに、官民ファンド幹事会、これは閣議決定された幹事会でございまして、半年ごとに行われる官民ファンド横断での業務状況や収益性に関する検証も踏まえて適切な措置を講ずることとしております。

以上です。

○清水貴之君 次に、同じような案件というか、出資している案件で、マレーシアのジャパン・モールですね、マレーシアの伊勢丹ジャパンですが、これも、これは二〇一六年開業で、残念ながら、もうたつた一年半で、今月末ですね、これ株を売つてしまふということなんです。

これは、幾ら出資をして幾ら回収することになるんでしやうか。

○政府参考人(江崎禎英君) 御指摘のジャパン・ストア事業でございますけれども、これは今御指摘のように、日本最先端のライフスタイルを発信することを元に始まったものでございます。当初は日本食やファッションの一部が好評だったんですけれども、他部門の赤字の苦戦により、今回エグジットをするということになったものでございます。

いうことで伊勢丹全体での事業再建を図ることになって、株式を売却したということになります。

金額については、申し訳ございませんが、公表はできません。

以上です。

○清水貴之君 支援、これ決定額、十億七千万出しているわけですね。ということは、幾らか分かりますが、それ以上高いことはもちろんないと思ひますから、これはこれでもう損失が出るわけ、しかもたつた一年半で撤退です。

さつきおつちやつたような業務形態という、まあこれ、残念ながら僕これ行つたことがないので実際には見ていない、目にしません、ネットとかで評判を見ますと、本当にお客さんがもうほとんどいない状況で、しかも、日本のものだけじゃなくて、ドイツのものが並んでいる、レゴが並んでいる、決して日本を一推しという感じでもなかつたという話も聞いております。

この案件で僕が問題だと思ふのは、先ほどおつちやつたところ、やつぱりなかなか民間ではなし得にくいところ、リスクがあるところを、官だからということと一緒にやつていくというの、こういう官民ファンドであつたりクールジャパンの戦略だと思ふに思ふんです。それは理解しているんですが、ただ、これ、三越伊勢丹ホールディングス、非常に大きな日本を代表する大企業です。ほかに、浙江省で阪急百貨店、エイチ・ツー・オーリテイニングと、これ百十億、一緒にやると、この後時間があつたらやりたいんですが、ソニー・ミュージックエンタテインメント、ソニー系列とも一緒にやる。本当に、そんな大企業が自力でもできる案件に果たして官が一緒に乗つてやる必要があるのかと思ひますけれども、これはいかがですか。

○政府参考人(江崎禎英君) 御指摘のとおり、まさに大企業が相手ではありますけれども、その大企業に任せていたのでは進まないということもありますし、全館統一して日本のブランドで占める

というのは初めてのことでございます。

報道等で確かに人がいないフロアもありますけれども、食品とかメンズファッションのところは結構いづいになつていまして、現地の方からもそこだけ指摘するのはどうかという議論が出てくるものでございます。

ただ、もう一点申し上げたいのは、実は、一年ということでありまして、実際投資をして状況が変わつたのであれば、そのまゝに毀損する額を減らすための取組だとか、そういう形によつて、議論を重ねて、実は継続その他もかなりやりました。ただ、実際には一括、ほかの店舗とも一緒に、一体の方が経営上やりやすいということ、今回我々は撤退をし、その代わり、毀損する額を最小限にとどめてエグジットすると、そういう判断に至つたものでございます。

○清水貴之君 何かエグジットと言うと格好いい、何かもう成功してここでもう退出したいな感じになりますけど、売却ですからね、これは、損失が出るわけですから、何かそんな甘いものではないなというふうに感じるわけですが。

もう一点、ジャパン・チャンネルというのがあります。ワクワク・ジャパンというもので、これもクールジャパン機構が最大四十四億出資すると、スカパーJ SATと共同出資して日本のテレビ番組とかコンテンツを海外で配信するというものですが、ここも大変状況が厳しいというふうに聞いていますが、今はどんな状況でこれ運営されているんでしやうか。

○政府参考人(江崎禎英君) ジャパン・チャンネル、ワクワクでございますけれども、これはスカパーのJ SATによる海外向け有料放送チャンネル、これワクワク・ジャパンを通じて、アニメ、ドラマ、スポーツ、音楽、映画等の日本コンテンツを二十四時間三百六十五日現地語で放送すると、こういう事業でございます。

当初、これは二か国が対象だったんですけれども、これ広げまして、八か国で放送を行つてい

大の途中でございまして、今御指摘のような、今まさにオン・ザ・ウエーの状況でございまして、以上です。

○清水貴之君 今八か国で、目標はこれ二〇二〇年には二十二か国にするということですね。ということは、かなり伸び悩んでいるんじゃないかと思ひます。これ、収支でいったら今どんな状況なんでしょうか。

○政府参考人(江崎慎英君) 御指摘のとおり、これはほとんど広げていくということなんです。当初は、やはり日本のコンテンツの魅力を発信するというところでございまして、非常に高い目標値は掲げておりますけれども、実際には相手国があることでございまして、実際には向こうとの契約もありますので、実際には八つというのが今の状況でございまして。今後、これが二十まで広げられるか、それとも途中段階で変えるかというのは、まさにこれからでございます。

経営状況につきましては、まさに今投資を交渉している最中でございまして、個別の金額については差し控えてさせていただきます。

以上です。

○清水貴之君 これ、過去二年間、最終赤字四十億に迫るという報道がありますが、これは事実でしょうか。

○政府参考人(江崎慎英君) それは全体でということですか。(発言する者あり)

御指摘のとおり、クールジャパン全体では……(発言する者あり) ジャパン・チャンネルは……

これについては、実際の金額については差し控えていただきます。

○清水貴之君 これ、金額が、やっぱりこれも僕は問題だと思っております、途中の状況の、そうやってやっぱり公表できないというふうに言うわけですね。理由が、やっぱり民間企業の話だからというふうに言うんですけれども、結局、もう全部終わってエグジットしたものの、終わったものは公表するけどという話になっています。

そうすると、途中の状況というのは全く、まあ民間企業かもしれませんが、政府出資をしているわけですね。ここだつてもう何十億、四十四億出資しているわけですよ。その経営状況が全く分からず、終わってみたら赤字がもういっぱい、失敗しました、株は安く売りますという状況になって、誰の目にも触れることなく経営が行われていくようになるわけですね。

こども、じゃ、会計検査院がこれずっと官民ファンド調べておりました、こどもも会計検査院もやっぱり指摘をしています。支援を終了した投資案件が一件もない場合でも、何らかの情報開示が可能なこともあると考えられるということですね。収益性の確保が図られているかどうか判断できる情報は公表されていない、こういったところを会計検査院も問題にしています。こどもは僕はしっかりとやるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(江崎慎英君) 議員御指摘のとおり、実際に経営状況について把握しております。冒頭申し上げたように、半年ごとの経営状況を踏まえて、あと今後の計画を見て、それで、我々の方から指導とか命令を出せる権限というのはそれに基づいているものでございます。

ただ、今回、会計検査院の方から、途中段階におけるKPIの中で、いろんなその波及効果について、これについては途中段階でも言えるんじゃないかという御指摘があります。これについては、実際にその波及効果の中身、どれぐらい国が行ったのか、どの地域にやるかというのは実は経営戦略そのものになりますので、もちろんこれは真摯に受け止めて今後検討していきたいと思ひておりますけれども、そこも踏まえて今後の検討はしてまいりたいと思ひております。

以上です。

○清水貴之君 時間になりましたので、終わります。ありがとうございます。

○山本太郎君 自由党共同代表、山本太郎です。社民との会派、希望の会を代表し、お聞きしま

す。
TPPによつて公共事業などが外資に食われてしまふおそれについてこれまで度々質問をしてきたんです。

先週の農水との連合審査におきまして、TPP協定投資章の特定措置の履行要求の禁止事項の現地調達に関する規定は政府調達には適用されず、そして地方政府による現行の措置にも適用されないことになっておりまして、委員の御認識は若干違つておると考へておりますとの答弁、これ大臣から頂戴をいたしました。

これ、このとき私も、時間ももうオーバーしてしまつたので答弁がちゃんと聞き取れていなかったんです。ちよつと反射的に大臣にそれは違ふというのを伝えてしまつたんですが、このときの大臣の答弁は一〇〇％正解です。もちろんです。当然です。政府側の答弁、大臣のおっしゃったことは一〇〇％正解だと、それについて少し簡単に説明してみたいと思ひます。

資料の一、ライン部分、(b)と(c)、大臣が答弁くださった九・十条、特定措置の履行要求の禁止。ざっくり言えば、外資系企業に対し、日本国内での現地調達を要求したり、物品購入やサービス購入について日本国内の業者から購入するよう要求するなど、特定措置の履行要求の禁止を規定と。しかし、政府調達においては、三(f)において適用除外されていることが確認できる。

そのほかにも、九・四条、内国民待遇。要は、外資でも国内企業と同じ扱いでなきゃ駄目だよというもののですが、これも政府調達については、資料二にあるように、九・十二条六項にあるように適用除外になると。禁止されているけれど、事前適用を除外していたから適用されないということになつておると。大臣の答弁のとおり、適用除外されているんだからという話だと思ひますけれども。

つまり、公共事業などで地元企業を優遇、地元経済優先も可能なんだよ、TPPでもということ、大臣、よろしいですかね。済みません。

○国務大臣(茂木敏充君) 恐らく、この議論の後、山本議員、第九の六条、そして第九の八条のお話に入られるのではないかと思います。多分、実際にそういうふうになつていくんだと思ひますけど、それまで含めて答弁させていただいた方が正確に答弁できると思ひますので。

この九条の六条、公正衡平待遇義務及び九条八条は取用及び補償についてでありまして、これは、政府調達に関連して、投資受入れ国の政府、これは日本含めてでありまして、これが対象投資財産に対してとる措置にも適用されると、このように考へております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

まるで予言者のようにお答えをいただきましたけれども、事前に省庁ともいろいろやり取りをさせていただきまして、恐らくこの話の行き着くところはそこに行き着くんだろうと。九章、九・六条、公正衡平待遇義務と、九・八条、取用及び補償について政府調達は適用されるということを今大臣からお答えをいただいたと。ありがとうございます。

九・六条、公正衡平待遇義務、九・八条、取用及び補償は政府調達でも適用される。つまりは、大目には見てもらえないよと、免責にはならないんだと。これを除外しなかつたことで公共事業が外資に食われるおそれ、地方の公共事業が地元企業を優先できなくなるおそれがあるんじゃないかと、ISDSで訴えられるおそれ高まるんじゃないかという懸念です。

適用除外されていなかったこの公正衡平待遇義務、TPP九章の、九・六条に規定されているものだと。資料の三の上が条文、この中に括弧で注という部分がありまして、この条の規定は、附属書九のA、国際慣習法の規定に従つて解釈するとあります。

じゃ、九・Aには何と書かれているか。資料三の下。結論として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準とは、外国人の投資財産を保護するためのあらゆる国際慣習法上の原則をいうと

書かれていただけ。

先日、本委員会においでくださった磯田宏参考人は、「国民生活への罫 ISDSの狙い」という論文の中で、この九―Aについて、国際慣習法上の最低基準イコール国際慣習法上の原則と言っているだけで、同義反復の無意味なものであると批判されている。つまり、公正衡平待遇義務が極めて抽象的で不明確だということを言われているということなんです。

加えて、磯田参考人は、この九・六条の条文のうち、具体性を持っているのは第二項(b)の十分な保護及び保障の部分だけであり、そのほかは不明確な内容ばかりが並んでいるとも指摘。第二項(a)では、肝腎の公正かつ衡平な待遇についての説明になりますけれども、結局、裁判を受ける権利を否定しないことを含むということだけが理解可能で、それ以上に何が含まれるのか全く規定がないと磯田さんは批判をされている。

実はこれ、過去の投資協定でも同様に、公正衡平待遇義務の内容についてはその意味するところは曖昧であって、結局、ISDSによる仲裁によって、仲裁廷の段階で裁量を加えた問題含みの裁定を多数下してきたとおっしゃっています。磯田参考人によると、アメリカの既存の通商投資協定下のISDSで外国投資家が勝訴したことが知られている案件は二十九件あるそうなんですけれども、二十二件が待遇に関する最低基準や公正かつ衡平な待遇違反を根拠としたものだといえます。

さて、TPP協定では、かつての投資協定の下で公正衡平待遇義務が濫用されたことを念頭に、附属文書九のAや九・六条三項及び四項を厳止めとして設けたとされているそうです。九―Aが意味がないということには既に述べたとおりなんですけれども、九・六条四項の、締約国が投資家の期待に反する行動を取る又は取らないという事実のみでは、結果として対象投資財産に対する損失又は損害があった場合であってもこの条の規定に対する違反を構成しないとあることも磯田参考人は

何らの歯止めではないと指摘されています。投資家の期待に反する政府の行動という事実が公正かつ衡平な待遇違反を構成する重要な要素だということに改めて確認している意味であると、このように指摘されている。

結局、公正かつ衡平な待遇とは何かについて、最終的に仲裁の段階で裁量を加えて判断してきたので、要はISDSで訴えた後で公正衡平待遇とは何なのかを議論していくというものであると。どこまで行ってもこれ、解釈の世界でしかないという話になっていきそうですね。

政府調達において、わざわざ適用除外にしなければならなかった公正衡平待遇義務違反でISDSで訴えられた過去事例、UNCTADのウェブサイトで検索をしました。

全体での提訴案件は八百五十五件、そのうち公正衡平待遇義務違反で提訴があった数は四百十一件、極めて不明確な概念を持つ公正衡平待遇義務違反での提訴が全体の半分近くに及ぶと。例えば、経済危機が起った国で水道事業を行う企業の株を外国の投資家が取得したと、国民生活が疲弊している中、水道料金を事業者が上げてしまった、水道代未払の家庭に対して水の供給を止めた事業者に対して国がペナルティーを与えると、そのような訴えられた案件もあります。水は命と直結するライフラインですから、料金の滞納があったとしても多少の温情で供給は続けなければならぬと。だって、人死にますから。そのような判断で事業者にはペナルティーを与えない国が訴えられ、仲裁廷は、緊急状態等の違法性阻却事由は存在しないと、公正衡平待遇義務違反等を認定した。

住民サービスなど民営化を急速に進めてきたけれども、時代が変わってやり方が変わった、そうなることは珍しい話じゃないですよ。そのような揺り戻しが来たときに、正当な市民の要求が通らないという可能性も考えられると。

例えば、選挙のときには絶対に国益を損なうような協定は結びませんと公約をしていた、政権

取った瞬間に手のひら返し、国内の公共サービスをどんどん民営化して外国資本や大企業が活躍しやすい国にしていた結果、国民生活は疲弊、後々の選挙で政権交代が行われたとしますよね。自由貿易を名のる協定もどこからは抜けないまでも、今まで協定に基づいてやってきた民営化施策を新政府は見直していくことになった、若しくは、余りに投資家側に有利な条件を与え過ぎていたからそれを見直すということになっていった、こういったことが公正衡平待遇義務違反とか収用という問題にされて、実際に訴えられている案件です。

このように、公正衡平待遇義務は非常に使い勝手のいいISDSに提訴するためのツールとして多用されているという現実がある。

磯田参考人の論文で、また一つ見逃せない部分があります。仲裁人やそれが所属する法律事務所とISDSシステムの関係における構造的な問題があるという指摘。一言で言えばISDSビジネス。その点を明らかにした秀逸なレポートが、二〇一二年のプロフィット・フロム・インジャスティス、TPPの特別委員会の際にもそれ出させていただきましたけれども、その内容どういうものか。

第一に、ごく限られた少数の巨大法律事務所と有力弁護士がISDS仲裁人の多くを占めるという、言わば寡占産業になっているという指摘。国際貿易開発会議、UNCTADが把握した二〇一一年までの累積ISDS訴訟件数、四百五十件ですけれども、このレポートの作成者が法律事務所自身の二〇一一年時点の公表情報から集計したところによると、仲裁関与件数が最大の法律事務所が七十一件、これ、四百五十件のうちの七十一件です。すなわち一六％、上位三法律事務所が百三十件、四百五十件のうちの二九％、上位十法律事務所が二百二十一件、四百五十件のうちの四九％、そして上位二十の法律事務所が三百二十件以上、四百五十件のうちの七二％を担当していると。非常に偏っているという話ですよ。

また、弁護士個人に即して見ても、仲裁担当件数最多の弁護士は、たった一人で三十九件、上位五人で六十件、上位十五人で三百三十一件、全体が四百五十件ですから七四％、上位十五人で七四％を担当していると。二百四十七件の裁定、上位十五人、三百三十一件を担当して二百四十七件の裁定を下したとレポートにあります。

第二に、ISDS訴訟で活躍する弁護士や法律事務所が、他方では投資協定や投資条項を持つ通商協定にISDS条項、しかも極めて広範囲な投資概念や待遇に対する裁定基準、公正かつ衡平な待遇といった不明確ゆえに仲裁廷の裁量的解釈を可能にする条項を挿入したり、条項草案を作成するために関係国政府の交渉団、アドバイザーや証人として活動しているとの指摘をしています。また、これらの弁護士が、アメリカの通商代表部幹部や大統領顧問になったり日常的に多国籍企業や医薬品業界団体の顧問や相談役としても活動しているとも報告。

第三に、これら弁護士や法律事務所は、数々の弊害をもたらした批判を浴びるこのようなISDSシステムの改革の動きが出ると、各国政府や議会に対するロビイストや国際法の専門ジャーナル編集者としてそれを妨害する活動を行っているという実態もあるといえます。

要するに、少数、有力なISDS専門法律事務所、弁護士たちが、多国籍企業とその本国になっっている政府との間でそれぞれの重要役職を行ったり来たりすることも含めて、固有のコミュニティ、ISDS村を構築。ISDS条項入りの協定、ISDS訴訟の多発、一件平均八百萬ドル超の仲裁費用、高ければ時給千ドル超にもなる。仲裁人報酬の獲得と損害賠償金の山分け、多国籍企業の対外投資権益の強力な保護を行うというマッチポンプ構造ができて上がっている。

TPP協定が仲裁廷の公平性、中立性確保の仕組みを有しているってよく聞きますよね。さらに、具体的手段、仲裁人の行動規範を作成することに約束しているので懸念は不要だと政府から説

明はされています。だけど、これ説得力がないんだと磯田先生はおっしゃっている。

その理由として、まず、そのような仕組みが利益相反の防止に効果を發揮できなかったさびつた規定の域を出ない点、次に、具体的手段の内容抜きに各国での承認を迫る反民主主義プロセス、それ自身が国の主権を損なうという点、さらには仲裁廷の公平性、中立性を侵害してきた構造に手を付けないという点が挙げられる。結局は、何重にも説得力とか合理性を欠くようなシステムをTPPの中には組み込んでいんだと言わざるを得ない。ISDSというものが弁護士や法律事務所の巨大な利権になっているという磯田参考人の御意見なんですけれども。

この磯田参考人のおっしゃっていることであったりとか先ほどのレポートであったりとか、ISDSにそういうISDS村みたいなものがあるよということは、大臣はお読みになったりとお聞きしたことはありますか。

○国務大臣(茂木敏充君) 国会としてお呼びをいただいた参考人の方の意見陳述でありますから十分参考にさせていただきたいと、このように思っておりますが、その上で、TPPの協定の投資章におきまして、先ほど御指摘のありました外国人の待遇に関する国際法上の最低基準、これ、山本委員の方から、裁判を行うことを拒否しないことだけしか書いていない、つまり、これが公正かつ衡平な待遇に關することでありますが、それ以外にも警察の保護を与えること等々が協定上例示をされていると、このように理解をいたしております。

それから、ISDSに關わる懸念、これについて意見表明等々をいただいたところであります、これはTPP協定におきましては、これらの規定についても、濫訴、何度いろいろな訴えと、こういったことを防止するために具体的な規定を置いております。九の六の三と、こういうお話がありました、平衡公正待遇につきましては、投資家に損害が発生しても、投資家の期待に反する

行動を取る取らないという事実のみでは違反にならない、これが九の六の四、委員がおっしゃった点であります。そして、補助金を実施、維持しない、修正、減額したという事実のみでは違反にならない、これが九の六の五であります。こういったことを明記をいたしております。

さらに、九のAのお話でしたが、これは収用に關してであります、これは、附属書の九のBにおきまして収用については詳細な規定を設けて、締約国による行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない、こういった収用と判断される要件、厳しく規定をさせていただきます。

○山本太郎君 今大臣から、濫訴防止におけるようないんな設定がされているんだという御説明があったと思います。

例えば、今おっしゃった間接収用に關するTPP九章の附属書九-Bの話ですね。でも、そこにはトラップ的なものが仕組まれているんだという見解もあります。その中に、この章の規定に適合するものに限るといふ一文が入っているんですよ。これどういう意味かというと、投資の章違反でなければ投資の章の違反として扱われませんというふうな読み方ができる。違反でなければ違反でないって当たり前の話なんですよ。

る御説明していただいた内容に關して、じゃ、どこでジャッジするんですかという話なんですけど、それはISDSじゃないですか、もうそれについて、結局、仲裁廷に行つて、解釈でどこまでもやり続けるという話でしかないんですよ。濫訴防止になつていないという話なんです。

そこから一旦離れていただきたいんですが、政府調達では、九・六条、九・八条を利用して、先ほどの公正衡平待遇義務違反、そして収用及び補償を利用して投資家がISDSを使う可能性というのは、大臣、否定はできませんよ。

○国務大臣(茂木敏充君) 投資家の側がどういった規定、これに論拠して訴えを起こすかというこ

とにつきまして、予見を持つて私が申し上げることは差し控えたいと思います。

○山本太郎君 当然否定なんてできるはずないんです。仕事を地元で回すなどの地元企業優先や地元産品優先などの言わば既得権益、ここにドリルを入れて加盟国に自由な商売をさせようぜという、最大限、それを推奨させるのがTPPですからね。除外したのもあった、確かに適用除外したものもあつたけど、されていないものがあるんだって、そこから入り込んで訴えることだってできるんだということです。大臣、否定できなかったじゃないですか。

それが嫌なんだつたら、地元を守りたいんだつたら、地方を外資に食われないためにもその部分の開放には加わらないという選択もできたんですよ。アメリカ、メキシコ、ニュージーランド、マレーシア、ベトナム、シンガポール、ブルネイなどなどはこの政府調達の地方の部分に關わっていませんよね。でも、日本は、そこに関わつただけじゃなく、訴えられるおそれがあるルールを全て適用除外にしかつたという話なんです。

それらに違反すれば、当然ISDS条項を使つて国を訴えることが可能です。地元優遇、難しくなるんじゃないですか、訴えられる可能性があらんだから。外資が食い散らかした残りさへも日本人で分け合うことが要求できない、要求しづらい。日本のため、日本の地域のために税金などで、税金を使つて底上げしていくという考え方が公共事業にあるのに、そこに対して難しい状況がつくられている、それを見逃してきたという部分があるんですよ。

ISDS、やばいということを一番分かっているのは自民党の皆さんじゃないですか。そんなこと込み込みで言われていたんですよ。例えば森山裕さん、衆議院議員の方ですよ、ISD条項につきましては、やはりNAFTAの關係で、カナダとアメリカのいろいろな訴訟問題というのは我々も関心を持たざるを得ません、それぞれの国の法律を超えてしまふからですよというふうに

おっしゃっているんですね。いっぱい、発言いっぱいありますよ。江藤拓さん、TPPが通れば、ISDS条項があるんですから、我々を排除するかとやられたら、訴訟を起こされたら……

○委員長(栢植芳文君) 時間を過ぎておりますので、質疑をおまとめください。

○山本太郎君 日本はすぐに負ける。

ちよつと皆さん、もう一度戻つていただだけませんか、政治家になつたときの基本に。誰のために政治やるんですかということをお願いしていただきたいんですよ。次の選挙のためですか、公認もらうためですか。野党のときには全力で反対していたじゃないかって。TPP断固反対でまともでしょうよ。グローバル企業に差し上げてるんですか、この国を。

というわけで、次回の質疑にまた譲りたいと思います。ありがとうございます。

○委員長(栢植芳文君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時二分散会

平成三十年七月二十三日印刷

平成三十年七月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C